

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

【整理番号 1】

1 施設の概要

(1) 米子市心身障害者福祉センター

ア 名称	米子市心身障害者福祉センター（以下「福祉センター」という。）
イ 所在地	米子市皆生新田二丁目 10 番 1 号
ウ 構造	鉄筋コンクリート造り 平屋建て
エ 敷地面積	5,166.51 平方メートル
オ 建築面積	894.80 平方メートル
カ 開館日	昭和 58 年 4 月 1 日
キ 主な施設内容	体育室・大会議室（利用人員 150 人）、浴室（男子浴室 21 平方メートル、女子浴室 21 平方メートル、家族浴室 8 平方メートル）、調理訓練室（48 平方メートル）、作業訓練室（44 平方メートル）、和室（48 平方メートル）、福祉ホール（65 平方メートル）、事務室、保健室、相談室、機械室等 屋外運動場（1,155 平方メートル） ※別添の「米子市心身障害者福祉センター平面図」参照
ク 施設の現状	障がい者の日常生活訓練、社会適応訓練、更生相談、スポーツ・レクリエーション等の障がい者活動の拠点として、多くの障がい者、ボランティア及び関係福祉団体に活用されている。 また、リフトバスを運行して、施設利用者等の送迎を行っている。
ケ 施設の設置目的（総合計画との関連性等）	障がい者のための機能回復訓練、健康増進、交流の場として設置する。市の総合計画では、障がい者の自立の支援と社会参加の推進を目的としており、その実現のため、福祉センターで事業を実施する。

コ 施設の運営状況（平成26年度）の概要	ア 利用者数 (ア) 米子市心身障害者福祉センター 23,040人 (イ) リフトバス 2,397人 イ 主な自主事業 (ア) 陶芸、編物、人形劇、七宝焼、料理、民謡、カラオケ、卓球、グランドゴルフ等の講座 (イ) レクリエーション ウ 管理運営費（支出額の合計） 29,065千円
----------------------	--

(2) 米子サン・アビリティーズ

ア 名称	米子サン・アビリティーズ（以下「サン・アビリティーズ」という。）
イ 所在地	米子市皆生三丁目16番20号
ウ 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造り 平屋建て
エ 敷地面積	4,087.53平方メートル
オ 建築面積	1,728.47平方メートル
カ 開館日	昭和62年10月21日
キ 主な施設内容	体育館(896平方メートル) バレーコート(2面)、バスケットコート(1面)、卓球(10台)、テニスコート(1面)、バトミントンコート(6面) 及びアーチェリー(4的) 多目的室(65平方メートル)収容人員30人 研修室(107平方メートル)収容人員65人 ※別添の「米子サン・アビリティーズ平面図」参照
ク 施設の現状	機能の回復向上、健康の増進、コミュニケーション及び教養・文化活動の場として、障がい者だけでなく多くの一般市民に活用されている。
ケ 施設の設置目的（総合計画との関連性等）	障がい者のための機能回復訓練、健康増進、交流の場として設置する。市の総合計画では、障がい者の自立の支援と社会参加の推進を目的としており、その実現のため、サン・アビリティーズで事業を実施する。

コ 施設の運営状況（平成26年度）の概要	ア 使用許可件数	1, 707件
	イ 利用者数	21, 138人
	ウ 使用料収入額	993千円
	エ 主な自主事業	
	（ア）車椅子アーチェリー、車椅子バスケットボール及び風船バレーボール	
	（イ）絵画教室及び書道教室	
	オ 管理運営費（支出額の合計）	14, 495千円

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日（5年間）

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の維持管理

イ 施設等の使用の許可

- ・指定管理者は、市長の承認を受けて、開館時間及び休館日の変更が可能
- ・指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・利用料金制度を採用（使用料金は、指定管理者が条例に規定する使用料等の金額の範囲内において、市長の承認を受けて定め、使用者から徴収。使用料金は、指定管理者の収入として収受）

ウ 利用の促進

エ 自主事業の企画及び実施

- ・事業の内容は、あらかじめ市と協議

(3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、2つの施設には、兼務で統括責任者として所長1人を置く。

(4) 市が直接行う業務

ア 市に専属的に付与された行政処分（目的外使用の許可など）

イ 米子市中心身障害者福祉センター運営委員会及び米子サン・アビリティーズ運営協議会の開催

(5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料及び自主事業の収入によって賄う。

(6) その他の条件

ア 指定管理者は、社会福祉法人米子福祉会の職員の採用及び労働条件の維持に配慮

イ 指定管理者は、利用者で構成する団体その他関係団体と連携協力

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

【整理番号2】

1 施設の概要

(1) 名称	米子市福祉保健総合センター「ふれあいの里」(以下「総合センター」という。) なお、総合センター内には、米子市保健センター(以下「保健センター」という。)及び米子市老人福祉センター(以下「老人センター」という。)を併設する。
(2) 所在地	米子市錦町一丁目139番地3
(3) 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造り 地下1階地上4階、一部6階建て
(4) 敷地面積	17,772.61平方メートル
(5) 建築面積	7,799.42平方メートル
(6) 開館日	平成8年11月1日
(7) 主な施設内容	ア 総合センター 大会議室(300席)、事務室、デイサービスセンター、老人介護支援センター、障害者活動室、地域リハビリテーションセンター、ボランティアセンター、福祉団体活動室、作品展示コーナー、中会議室(定員150名)、研修室1及び研修室2、駐車場(123台収容)等 イ 保健センター 運動指導室、栄養指導室、保健指導室等 ウ 老人センター 教養娯楽室、浴室、工芸室等 ※駐車場については、平成27年度において、拡張整備、カーゲートの設置等を行うこととしている。

(8) 施設の設置目的（総合計画との関連性等）	ア 総合センターは、市民の福祉及び保健の総合的推進並びに民間福祉活動の推進を図るため設置されている。 イ 保健センターは、市民の健康衛生の向上及び健康の増進を図るため設置されている。 ウ 老人センターは、老人の福祉の増進を図るため設置されている。 市の総合計画では、多様化する市民ニーズに対応した健康診査、健康教育、健康相談等の各種保健事業、健康づくりに関する情報の提供等を推進し、地区組織等との協働によるきめ細かい地域活動、市民の健康づくり・保健サービスの充実、高齢者自らの社会参加の取り組みを支援する生きがい対策を推進することを目的としており、その実現のため、総合センター、保健センター及び老人センター（以下「総合センター等」という。）の実施事業については、次に掲げる事項を重視して実施する。 ・健康づくり・保健サービスの充実 ・明るい長寿社会の実現 ・安心して子育てができる環境づくり ・地域福祉の充実
(9) 施設の現状	総合センター等は、市民福祉の総合的推進及び民間福祉活動の促進を図るため、複数の機能を有する集合施設として、高齢者の生きがい対策及び機能訓練、子どもの健康相談及び予防接種並びにボランティア団体の活動支援の拠点として活用されている。
(10) 施設の運営状況（平成26年度）の概要	ア 使用許可件数 11,631 件 イ 利用者数 105,068 人 ウ 使用料収入額 4,232 千円 エ 主な自主事業（老人センターに限る。） （ア）陶芸教室 （イ）木彫教室 （ウ）書道教室 オ 管理運営費（支出額の合計） 80,913 千円

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日（5年間）

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の維持管理

イ 施設等の利用の許可

- ・指定管理者は、市長の承認を受けて、開館時間及び休館日の変更が可能
- ・指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・総合センター使用料は、利用料金制度を採用（利用料金は、指定管理者が条例に規定する使用料等の金額の範囲内において、市長の承認を受けて定め、利用者から徴収。利用料金は、指定管理者の収入として収受）
- ・老人センターの浴場使用料は、利用料金制度を採用しない。

ウ 利用の促進

エ 自主事業の企画及び実施

- ・事業の内容は、あらかじめ市と協議

(3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、総合センター等には、職員のうちから、総合センター等の統括責任者として管理責任者1人を、これを補佐する者1人を置く。

(4) 市が直接行う業務

ア 市に専属的に付与された行政処分（目的外使用の許可など）

イ 米子市福祉保健総合センター運営委員会の開催

(5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料及び自主事業の収入によって賄う。

(6) その他の条件

ア 指定管理者は、株式会社さんびるの職員の採用及び労働条件の維持に配慮

イ 指定管理者は、利用者で構成する団体その他関係団体と連携協力

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

【整理番号 3】

1 施設の概要

(1) 名称	米子市シルバーワークプラザ
(2) 所在地	米子市錦町一丁目 1 1 0 番地
(3) 構造	鉄骨造り二階建て
(4) 敷地面積	1, 3 6 8 平方メートル
(5) 建築面積	6 1 1. 5 平方メートル
(6) 開館日	平成 8 年 4 月 1 日
(7) 主な施設内容	1 階 理事長室・事務室・作業室・倉庫 2 階 多目的室(136.5 m ²)・会議室(20 人)・休憩室・作業室 ※一般共用部分 多目的室(136.5 m ²)・会議室(20 人)
(8) 施設の設置目的(総合計画との関連性等)	プラザは、健康で働く能力や意欲のある高齢者の就業・研修・会議等の便宜を供与することにより、高齢者の能力活用及び社会参加を推進するため設置されている。 市の総合計画では、豊かな経験や知識・技能を地域社会の中で活かしながら、積極的に社会活動に参加することにより、社会の担い手としての役割と責任を果たすことができる社会参加のための環境づくりの推進を目標としています。このため、プラザでは次に掲げる事項を実施しています。 ・シルバー人材センターの活用による高齢者の社会参加の促進
(9) 施設の現状	高齢者の能力活用及び社会参加を推進するため、働く能力や意欲のある高齢者の就業・研修・会議等の便宜を組織的に提供し、シルバー人材センター事業の拠点として運用されている。

(10) 施設の運営状況（平成26年度）の概要	ア 利用許可件数 351件 イ 利用者数 2,638人 ウ 利用料金収入額 2,120円 使用料の免除対象となる高齢者の労働能力活用を目的とした事業以外の利用がほとんどなかった エ 主な自主事業 ありません。 オ 管理運営費（支出額の合計） 651千円（消耗品、光熱水費、保険料、清掃業務、警備業務、整備保守業務に係る委託料）
-------------------------	---

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日（5年間）

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の維持管理

イ 施設等の利用の許可

- ・指定管理者は、市長の承認を受けて、開館時間及び休館日の変更が可能
- ・指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・利用料金制度を採用しないが、指定管理者には使用料の収納事務を委託収入として収受）

ウ 利用の促進

エ 自主事業の企画及び実施

- ・事業の内容は、あらかじめ市と協議

(3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、施設には、統括責任者として理事長1人を、これを補佐する者として事務局長1人を置く。

(4) 市が直接行う業務

ア 市に専属的に付与された行政処分（目的外使用の許可など）

イ シルバー会員理事者会議の開催

(5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料及び自主事業の収入によって賄う

(6) その他の条件 なし

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

【整理番号 4】

1 施設の概要

(1) 名称	米子市観光センター
(2) 所在地	米子市皆生温泉三丁目 1 番 1 号
(3) 構造	鉄筋コンクリート造り 地上 2 階建て
(4) 敷地面積	1, 8 0 5. 2 3 平方メートル
(5) 建築面積	1, 6 1 0. 4 6 平方メートル
(6) 開館日	昭和 5 8 年 4 月 1 日
(7) 主な施設内容	多目的ホール (2 6 7 m ² 、舞台装置・音響設備・照明一式)、研修室 (8 4 m ²)、調理研修室、和室 (1 2. 5 畳間)、第 1 展示ホール (1 4 8 m ²)、第 2 展示ホール (1 2 2 m ²)、第 3 展示ホール (1 2 5 m ²)、会議室 (3 9 m ²)、観光案内所、バス発着ステーション、駐車場 (3 1 台収容)
(8) 施設の設置目的 (総合計画との関連性等)	米子市観光センターは、皆生温泉の観光振興を図るため設置されている。 市の総合計画では、観光客の多様なニーズに応えるため、施設整備の推進やサービスの充実を図り、温泉の泉質や日本海に臨む白砂青松の雄大な風景、それを利用した様々なツーリズムを提供し、独自の魅力を発信していく必要があるとしており、その実現のため、官民が連携した観光施策や政策及び施設整備の推進 (米子市観光センターの充実した活用) を主な施策としている。
(9) 施設の現状	米子市観光センターは、展示、研修会、講演会等のコンベンションを推進する多目的ホール等を兼ね備えており、訪れる多くの観光客に対し、観光案内、宣伝、宿泊施設の紹介などの利便性を提供するとともに、路線バス等の発着場として利用される各種交通の集中する滞留拠点施設である。
(10) 施設の運営状況 (平成 2 6 年度) の概要	ア 利用許可件数 1, 9 8 5 件 イ 利用者数 2 9, 9 3 0 人 ウ 利用料金収入額 4, 8 4 6 千円 エ 主な自主事業 ・皆生温泉素鳳ふるさと館での常設展及び企画展の実施 ・観光センター周辺にぎわい創出事業 ・トリアスロン展の実施 オ 管理運営費 (支出額の合計) 7, 4 2 8 千円

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日（5年間）

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の維持管理

イ 施設等の利用の許可

- ・指定管理者は、市長の承認を受けて、開館時間及び休館日の変更が可能
- ・指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・利用料金制度を採用（利用料金は、指定管理者が条例に規定する使用料等の金額の範囲内において、市長の承認を受けて定め、利用者から徴収。利用料金は、指定管理者の収入として収受）

ウ 利用の促進

エ 自主事業の企画及び実施

- ・事業の内容は、あらかじめ市と協議

(3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、施設の統括責任者1人を定めておく。

(4) 市が直接行う業務

市に専属的に付与された行政処分（目的外使用の許可など）

(5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料及び自主事業の収入によって賄う。

(6) その他の条件

ア 指定管理者は、利用者で構成する団体その他関係団体と連携協力

イ 指定管理者は、米子市観光センターの近隣に所在する皆生海浜公園多目的広場夜間照明施設（有料公園施設）の使用料収納業務（照明施設利用カードの販売）を無料で行う。

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

【整理番号 5】

1 施設の概要

(1) 名称	米子水鳥公園（以下「公園」という。） 米子水鳥公園ネイチャーセンター（以下「ネイチャーセンター」という。）
(2) 所在地	米子市彦名新田 6 6 5 番地
(3) 構造	【ネイチャーセンター】木造杉丸太半割葺 2 階建て
(4) 敷地面積	【公園】2 8 7, 6 9 6. 3 5 平方メートル 【ネイチャーセンター】2 8 0, 0 8 9. 8 4 平方メートル
(5) 建築面積	9 7 4. 1 0 平方メートル（ネイチャーセンター）
(6) 開館日	平成 7 年 1 0 月 2 2 日
(7) 主な施設内容	【公園】つばさ池、とんぼ池、駐車場、屋外便所、倉庫、観察舎 【ネイチャーセンター】観察ホール、展示室、事務室、会議室、視聴覚室、駐車場 等
(8) 施設の設置目的（総合計画との関連性等）	ネイチャーセンターは、市民の自然環境に関する意識の向上を図るため設置されている。 市の総合計画では、豊かな自然環境の保全と共生を図るため、米子水鳥公園を拠点とする環境学習の推進、米子水鳥公園の運営による中海の賢明利用の促進、米子水鳥公園における湿地保全・水鳥生態調査及びつばさ池の水質調査を行うこととしている。
(9) 施設の現状	【公園】ラムサール条約登録湿地・中海の一角であり、コハクチヨウやカモ類等の野鳥の生息地として保護・管理し、水系循環システム等により園内のつばさ池の水質の維持管理を行っている。 【ネイチャーセンター】野生鳥類の観察、自然環境学習の拠点として、多くの市民等に活用されている。
(10) 施設の運営状況（平成 2 6 年度）の概要	ア 入館者数 1 9, 8 3 1 人 イ 利用料金収入額 1, 8 9 2 千円 ウ 主な事業 ・普及啓発事業 ・調査研究事業 ・広報活動 エ 管理運営費（支出額の合計） 3 6, 4 2 2 千円

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日（5年間）

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の維持管理運営

イ 施設等の利用の許可

- ・指定管理者は、市長の承認を受けて、開館時間及び休館日の変更が可能
- ・指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・利用料金制度を採用（利用料金は、指定管理者が条例に規定する使用料等の金額の範囲内において、市長の承認を受けて定め、利用者から徴収。利用料金は、指定管理者の収入として収受）

ウ 利用の促進

(3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、職員のうちから、指定管理対象施設の統括責任者として1人（ネイチャーセンターの館長を兼ねる者）を置く。

(4) 市が直接行う業務

ア 市に専属的に付与された行政処分（目的外使用の許可など）

(5) その他の条件

ア 指定管理者は、利用者で構成する団体その他関係団体と連携協力

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

【整理番号 6】

1 施設の概要

(1) 名称	米子市都市公園 ※指定管理者には、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づき設置された緑地、その他の都市公園に類似する施設の管理業務を併せて行わせる。
(2) 面積等	ア 都市公園 (ア) 街区公園 69 箇所 13.43ha (イ) 近隣公園等 13 箇所 74.06ha イ 緑地 156 箇所 110,366m ² ウ その他の都市公園に類似する施設 14 箇所
(3) 施設の運営状況（平成 26 年度）の概要	ア 使用許可件数 254 件 イ 主な運営に係る企画 (ア) 米子つつじまつりでのつつじ苗木の無料配布 (イ) 米子さくらまつり、米子がいな祭及び精霊送り期間中の湊山公園内防犯パトロール (ウ) 弓ヶ浜公園での風船等の無料配布（子どもの日等） ウ 管理運営費（支出額の合計） 112,961 千円

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日（5 年間）

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

- ア 施設等の維持管理
 - ・市が定める管理業務仕様書に基づき、適切に管理
- イ 利用者の応接等
- ウ 利用の促進
- エ 非常時における初動対応
- オ 運営に係る企画の実施
 - ・企画の内容は、あらかじめ市と協議

(3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、統括責任者 1 人、これを補佐する者 1 人を定めておく。

(4) その他の条件

- ア 指定管理者は、有限会社平井工業の職員の採用及び労働条件の維持に配慮
- イ 指定管理者は、利用者と構成する団体その他関係団体と連携協力
- ウ 市が実施する都市公園等における事業への協力

指 定 管 理 者 に 管 理 を 行 わ せ る 都 市 公 園

【街区公園】

番号	公 園 名	面積(ha)	所 在 地	番号	公 園 名	面積(ha)	所 在 地
1	富 士 見 1 号 公 園	0.17	富士見町一丁目地内	36	東 町 公 園	0.20	東町地内
2	朝 日 公 園	0.14	尾高町地内	37	明 治 町 公 園	0.12	明治町地内
3	富 士 見 2 号 公 園	0.10	富士見町二丁目地内	38	皆 生 新 田 西 公 園	0.10	皆生温泉二丁目地内
4	石 井 要 害 公 園	0.25	石井地内	39	富 益 団 地 1 号 公 園	0.10	大崎地内
5	立 町 公 園	0.08	旗ヶ崎一丁目地内	40	旭 が 丘 公 園	0.16	大篠津町地内
6	三 柳 団 地 1 号 公 園	0.31	両三柳地内	41	日 ノ 出 公 園	0.06	日ノ出町一丁目地内
7	三 柳 団 地 2 号 公 園	0.16	両三柳地内	42	安 倍 公 園	0.05	安倍地内
8	三 本 松 公 園	0.18	三本松四丁目地内	43	上 福 原 北 公 園	0.05	皆生温泉四丁目地内
9	立 町 北 公 園	0.32	米原一丁目地内	44	住 之 江 公 園	0.05	車尾一丁目地内
10	上 福 原 団 地 公 園	0.05	皆生温泉一丁目地内	45	皆 生 四 軒 屋 公 園	0.07	皆生四丁目地内
11	上 栗 島 団 地 1 号 公 園	0.12	彦名町地内	46	富 益 団 地 2 号 公 園	0.08	富益町地内
12	西 福 原 公 園	0.40	西福原四丁目地内	47	博 労 町 公 園	0.18	博労町二丁目地内
13	旗 ケ 崎 公 園	0.20	旗ヶ崎二丁目地内	48	福 米 西 公 園	0.31	西福原七丁目地内
14	米 子 駅 裏 公 園	0.37	目久美町地内	49	車 尾 公 園	0.08	車尾三丁目地内
15	米 原 南 公 園	0.24	米原三丁目地内	50	安 倍 彦 名 団 地 公 園	0.24	彦名町地内
16	御 所 原 公 園	0.16	福市地内	51	上 福 原 南 公 園	0.05	上福原地内
17	永 江 東 公 園	0.22	永江地内	52	富 益 団 地 3 号 公 園	0.25	大崎地内
18	河 崎 団 地 1 号 公 園	0.20	河崎地内	53	旗 ケ 崎 3 号 公 園	0.17	旗ヶ崎六丁目地内
19	河 崎 団 地 2 号 公 園	0.24	河崎地内	54	三 柳 上 谷 公 園	0.25	両三柳地内
20	つつじヶ丘公園	0.08	福市地内	55	福 生 東 公 園	0.41	皆生三丁目地内
21	立 町 西 公 園	0.05	立町四丁目地内	56	錦 海 町 2 丁 目 公 園	0.13	錦海町二丁目地内
22	福 生 公 園	0.05	上福原二丁目地内	57	堀 川 公 園	0.25	西福原九丁目地内
23	福 米 公 園	0.05	西福原六丁目地内	58	皆 生 新 田 東 公 園	0.16	皆生新田二丁目地内
24	永 江 西 公 園	0.83	永江地内	59	宗 像 団 地 公 園	0.28	宗像地内
25	永 江 南 公 園	0.63	永江地内	60	錦 海 町 1 丁 目 公 園	0.11	錦海町一丁目地内
26	福 原 公 園	0.10	皆生五丁目地内	61	皆 生 新 田 北 公 園	0.10	皆生新田三丁目地内
27	三 旗 公 園	0.10	三旗町地内	62	夜 見 新 開 公 園	0.06	夜見町地内
28	大 篠 津 公 園	0.40	大篠津町地内	63	加 茂 北 公 園	0.27	両三柳地内
29	葭 津 公 園	0.07	葭津地内	64	東 福 原 公 園	0.13	東福原七丁目地内
30	米 原 西 公 園	0.08	米原一丁目地内	65	和 田 南 公 園	0.05	和田町地内
31	青 木 谷 公 園	0.12	青木地内	66	浜 河 崎 公 園	0.20	河崎地内
32	前 地 公 園	0.08	東福原二丁目地内	67	流 通 町 北 公 園	1.11	流通町地内
33	中 島 公 園	0.13	中島二丁目地内	68	流 通 町 南 公 園	0.46	流通町地内
34	旗ヶ崎2号公園	0.27	旗ヶ崎七丁目地内	69	スタイリッシュ中央公園	0.08	上後藤六丁目地内
35	永 江 北 公 園	0.11	永江地内				
				計		13.43	

【近隣公園等】

番 号	公 園 名	面 積 (ha)	所 在 地
A	皆 生 海 浜 公 園	1.70	皆生温泉三丁目及び皆生温泉四丁目地内
B	皆 生 新 田 中 央 公 園	1.00	皆生新田三丁目地内
C	錦 海 公 園	1.50	錦海町三丁目地内
D	湊 山 公 園	25.6	西町、内町及び久米町地内
E	弓 ケ 浜 公 園	10.9	両三柳地内
F	福市公園(福市遺跡公園)	4.4	福市地内
G	南 公 園 (成 実 墓 園)	12.8	石井地内
H	中 町 広 場	0.05	中町地内
I	桜 の 里	2.7	長砂町地内
J	大 篠 津 山 口 公 園	0.04	大篠津町地内
K	日 野 川 堰 緑 地	12.1	古豊千及び福市地内
L	加 茂 川 緑 地	0.07	天神町二丁目地内
M	錦 海 散 策 の 道	1.2	錦海町二丁目及び錦海町三丁目地内
	計	74.06	

指 定 管 理 者 に 管 理 を 行 わ せ る 緑 地 等

【都市計画法に基づき設置された緑地】

番号	所 在 地	面積(㎡)	番号	所 在 地	面積(㎡)	番号	所 在 地	面積(㎡)
1	両三柳4579-82ほか1	1,580	43	石井402-5ほか1	531	86	福市1840-1	908
2	陽田町16-6	32	44	富益町4413-17ほか1	299	87	上福原三丁目1502-5ほか1	192
3	中島二丁目554	280	45	河岡316-39	373	88	河崎3070-9	453
4	大篠津町4728	2,207	46	西福原九丁目1875	111	89	河崎3070-8	341
5	大篠津町4605ほか2	1,982	47	大篠津町112-9	200	90	河崎281-4ほか1	998
6	大篠津町4801	134	48	三本松二丁目1200-3	143	91	富益町39-50	496
7	大篠津町4804	1,566	49	三本松二丁目1214-10ほか1	116	92	河岡256-59ほか	1,872
8	大篠津町4805	254	50	夜見町3075-27	220	93	河岡291-56	572
9	大篠津町4816	316	51	橋本561-5ほか1	217	94	河岡38-25	164
10	大篠津町4841	1,164	52	新開二丁目1369-15ほか2	231	95	久米町102-2の内	49
11	大篠津町4931ほか2	367	53	尾高869-11ほか1	353	96	加茂町二丁目229	94
12	大篠津町4946	78	54	旗ヶ崎九丁目1090-16	134	97	大崎3403-7ほか6	10,601
13	皆生温泉二丁目2417	241	55	永江856ほか8	15,934	98	大崎3403-4ほか3	7,607
14	皆生新田一丁目101-4	204	56	旗ヶ崎九丁目1091-21	109	99	富益町1-29	245
15	皆生新田一丁目172	194	57	和田町60-20	104	100	尾高599-12ほか2	454
16	皆生新田三丁目351	1,876	58	新開四丁目1542-17	127	101	尾高604-12ほか1	85
17	皆生新田二丁目185	1,001	59	旗ヶ崎七丁目251-2	187	102	目久美町90-15	300
18	三本松四丁目4951	615	60	彦名町968-16	150	103	目久美町90-19	58
19	新開二丁目1537	280	61	尾高112-10ほか3	529	104	青木1210-4	526
20	蚊屋200-32	155	62	勝田町135-22	192	105	錦海町三丁目68-1	1,000
21	長砂町8-12	242	63	河岡360-10ほか1	214	106	二本木260-15	205
22	西福原六丁目827-47ほか1	124	64	美吉191-10	165	107	東福原八丁目918-7	171
23	夜見町3072-41	194	65	上福原744-18ほか3	96	108	米原二丁目1236-8	129
24	宗像53-92ほか1	97	66	富益町58-7	411	109	西福原六丁目803-9	115
25	吉岡65-26	221	67	中島二丁目555-2	26	110	旗ヶ崎七丁目144-6	290
26	吉岡65-21	134	69	吉岡97-3ほか1	157	111	夜見町2993-35	187
27	上後藤三丁目1309-15	133	70	吉岡72-29	331	112	蚊屋766ほか5	879
28	新開五丁目1660-21	141	71	吉岡47-1ほか1	867	113	河崎3420	1,180
29	尾高781-19	1,060	72	河岡355-12	128	114	両三柳5419-1	1,854
30	新開三丁目1481-105ほか3	138	73	河岡500-39	537	115	両三柳5473	2,828
31	夜見町3061-4	388	74	夜見町1924-6	125	116	新開四丁目1902	1,499
32	米原九丁目780-40	275	75	夜見町3076-53	301	117	観音寺新町一丁目25	1,922
33	和田町3068-37ほか1	268	76	車尾四丁目1742ほか1	1,377	118	観音寺新町二丁目133	4,630
34	旗ヶ崎四丁目849-6	136	77	福市1900-1	165	119	観音寺新町三丁目57	1,786
35	富益町59-28	282	78	皆生六丁目1685-21	98	120	観音寺新町四丁目9	1,598
36	中島一丁目23-21ほか2	232	79	日原663-6	715	121	観音寺新町四丁目48	1,258
37	夜見町3070-29	445	80	宗像485-4	1,544	122	錦海町三丁目9-2ほか2	789
38	上福原三丁目1467-11	140	81	旗ヶ崎四丁目843-20	107	123	陰田町579-72	686
39	上後藤四丁目188-2ほか2	173	82	熊党401	662	124	上福原四丁目1576-5	174
40	夜見町2952-12	186	83	熊党458	1,003	125	東福原七丁目1095-34	215
41	東福原八丁目1156-20	120	84	河岡400-42	438	126	蚊屋211-26	644
42	福市1984	377	85	上福原738-7	142	127	東八幡36-3地先	307
小 計		20,032	小 計		29,869	小 計		50,361

【都市計画法に基づき設置された緑地】

番号	所 在 地	面積(㎡)
128	八幡196-1地先	621
129	石井字要害1060	1,103
131	彦名町41-11ほか1	127
132	夜見町3086-23	283
133	淀江町佐陀719-21	140
134	富益町5-61	225
135	富益町73-13	318
136	富益町5-141	257
137	新開五丁目1617-29ほか1	306
138	淀江町佐陀1301-34	251
139	大谷町13-13	259
140	陽田町20-9ほか2	155
141	上福原二丁目1110	219
142	末広町312	279
143	道笑町二丁目253	541
144	大工町104	999
145	東町453	1,429
146	上福原806-16ほか1	475
147	上福原659-132	60
153	上後藤三丁目1309-12	45
154	夜見町3030-5ほか1	146
155	富益町63-29	341
156	富益町60-18	131
157	富益町65-9	280
158	西福原八丁目1232-22	118
159	旗ヶ崎三丁目166-19	106
160	淀江町佐陀35-8	186
161	上後藤四丁目176-8ほか2	292
162	淀江町西原1029-72	144
163	博労町四丁目309-9	268
小 計		10,104
合 計		110,366

備考

- 1 68番及び130番は、欠番とする。
- 2 148番から152番までは、管理対象外であるため、記載していない。

【都市公園に類似する施設】

番 号	名 称	所 在 地
1	憩 い の 道	中町地内
2	佐 陀 川 緑 地	尾高地内
3	新 ・ 旧 加 茂 川 緑 地 帯	美吉地内
4	加 茂 新 川（弓ヶ浜公園内）	両三柳地内
5	水 貫 川 緑 地 帯	皆生新田二丁目及び皆生新田三丁目地内
6	湊 山 公 園 猿 ケ 島	湊山公園内
7	皆 生 ポ ケ ッ ト パ ー ク	皆生温泉二丁目地内
8	旗 ケ 崎 承 水 路	旗ヶ崎地内
9	英 霊 塔	久米町地内
10	東 町 ポ ケ ッ ト パ ー ク	東町地内
11	東 山 階 段（300 m ² ）	観音寺地内
12	米 子 駅 前 緑 道（3,500 m ² ）	末広町～東町地内
13	淀 江 駅 前 広 場（1,275 m ² ）	淀江町297－4ほか
14	加 茂 川 広 場（1,611 m ² ）	立町二丁目6ほか

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

【整理番号 7】

1 施設の概要

米子市淀江温浴施設（淀江ゆめ温泉）

(1) 名称	米子市淀江温浴施設（淀江ゆめ温泉）
(2) 所在地	米子市淀江町福岡 1 5 4 7 番地
(3) 構造	鉄骨造 地下 1 階地上 2 階立て
(4) 敷地面積	5, 9 6 0 平方メートル
(5) 建築面積	1, 7 4 1. 5 7 平方メートル
(6) 開館日	平成 1 2 年 8 月 1 2 日
(7) 主な施設内容	大浴場、露天風呂、サウナ、リラクゼーションルーム、休憩室、和室集会室、レストラン、会議室、フロント、ロビー、売店等
(8) 施設の設置目的（総合計画との関連性等）	地域資源である古代文化遺産を活用し、地域の活性化と住民福祉の増進を図る。
(9) 施設の現状	淀江ゆめ温泉は、市民をはじめ近隣市町村民や観光客の温浴施設として、また、各種会合や地域住民のふれあいの場として利用されている。
(10) 施設の運営状況（平成 2 6 年度）の概要	ア 利用者（入浴者）数 1 1 7, 6 4 4 人 イ 利用料金収入額 4 9, 3 9 4 千円 ウ 主な自主事業 ・食事売上 3 0, 2 2 8 千円 ・物販売上 2 9, 3 8 1 千円 オ 管理運営費（支出額の合計） 1 1 0, 8 3 0 千円

米子市伯耆古代の丘公園

(1) 名称	米子市伯耆古代の丘公園
(2) 所在地	米子市淀江町福岡 1 5 2 9 番地
(3) 構造	鉄骨造 2 階立て ほか
(4) 敷地面積	9 6, 2 6 7 平方メートル
(5) 建築面積	7 3 5. 8 5 平方メートル
(6) 開館日	平成 7 年 4 月 2 2 日
(7) 主な施設内容	管理棟、古代体験の館、弥生村、古代ハスの園、お祭広場等

(8) 施設の設置目的（総合計画との関連性等）	地域資源である古代文化遺産を活用し、市民の歴史に関する意識の向上及び歴史教育の振興を図る。
(9) 施設の現状	上淀廃寺跡や向山古墳群等の隣接地に古代の生活・文化を感じる施設として整備されたもので、観光客や幼稚園・小学校の校外授業などに利用され、蓮の開花時期をはじめ季節の草木を目当てに愛好者が訪れている。また、各種イベントの際は会場として利用されている。
(10) 施設の運営状況（平成26年度）の概要	ア 利用者数 8,891人 イ 利用料金収入額 1,180千円 ウ 主な自主事業 ・古代体験 1,769人 エ 管理運営費（支出額の合計） 23,358千円

上淀白鳳の丘展示館

(1) 名称	上淀白鳳の丘展示館
(2) 所在地	米子市淀江町福岡977番地2
(3) 構造	鉄筋コンクリート造平・重量鉄骨造平
(4) 敷地面積	1,947.33平方メートル
(5) 建築面積	575.57平方メートル
(6) 開館日	平成23年4月24日リニューアルオープン
(7) 主な施設内容	展示室1・2・3（2・3は新館）、収蔵庫等
(8) 施設の設置目的（総合計画との関連性等）	郷土の歴史に関する市民の知識及び教養の向上に資するとともに、地域資源である古代文化遺産を活用し、地域振興を図る。
(9) 施設の現状	上淀廃寺跡ガイダンス施設として平成23年4月にリニューアルオープンし、金堂内部を3体の仏像とともに原寸大で再現されている。このエリアの魅力アップと来訪者の増加を目的として「彼岸花の里づくりプロジェクト事業」に取り組み、上淀廃寺跡法面への彼岸花の植栽作業にボランティアを募集して、このエリアへの関心・愛着を持って継続的に来訪いただけるよう活動されている。 現地への案内解説が大変喜ばれている。

(10) 施設の運営状況（平成26年度）の概要	ア 利用者数 3,783人 イ 利用料金収入額 707千円 ウ 主な自主事業 ・ 史跡案内 2,252人 ・ 企画展 イベント共催 1,099人 エ 管理運営費（支出額の合計） 9,131千円
-------------------------	---

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日（5年間）

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の維持管理

イ 施設等の利用の許可

- ・ 指定管理者は、市長（教育委員会）の承認を受けて、開館時間及び休館日の変更が可能
- ・ 指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・ 利用料金制度を採用（利用料金は、指定管理者が条例に規定する使用料等の金額の範囲内において、市長（教育委員会）の承認を受けて定め、利用者から徴収。利用料金は、指定管理者の収入として収受）

ウ 利用の促進

エ 自主事業の企画及び実施

- ・ 事業の内容は、あらかじめ市と協議

(3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、伯耆古代の丘公園、上淀白鳳の丘展示館には、統括責任者として館長1人を、これを補佐する者として副館長1人を置く。

また、上淀白鳳の丘展示館については学芸員1人を置く。

(4) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料及び自主事業の収入によって賄う。

(5) その他の条件

ア 指定管理者は、雇用する職員の労働条件の維持に配慮

イ 指定管理者は、利用者で構成する団体その他関係団体と連携協力

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

【整理番号 8】

1 施設の概要

(1) 名称	米子市淀江農林産物直売施設（淀江どんぐり村）
(2) 所在地	米子市淀江町本宮 4 6 4 番地 2
(3) 構造	木造平屋建て
(4) 敷地面積	8 1 6 平方メートル
(5) 建築面積	1 3 5. 4 平方メートル
(6) 開館日	平成 9 年 3 月 1 5 日
(7) 主な施設内容	レストラン 農林産物直売所
(8) 施設の設置目的（総合計画との関連性等）	中山間地域である淀江町本宮地区の農家を中心として、レストランと農林産物の直売を通じて本宮地域の活性化を図る。
(9) 施設の現状	地元本宮地区の農家を中心に出荷された季節の野菜や山菜、その加工品などの直売と、レストランでは地元で取れた食材を使ったメニューや季節限定メニューなどが提供され、多くの利用者が訪れている。 また、前庭では、本宮の泉湧水が 2 4 時間汲み上げられており、湧水を求めて多くの方が訪れている。
(10) 施設の運営状況（平成 2 6 年度）の概要	ア 利用許可件数 4 7 6 件 イ 利用者数 1 4 2, 6 2 3 人 ウ 利用料金収入額 0 円 エ 主な自主事業 ・レストラン部門 4, 6 3 0 千円 ・農林産物直売部門 3 8, 0 1 5 千円 オ 管理運営費（支出額の合計） 4 2, 6 3 4 千円 （会計年度 1 月 1 日～1 2 月 3 1 日）

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日（5年間）

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の維持管理

イ 施設等の利用の許可

- ・指定管理者は、市長（教育委員会）の承認を受けて、開館時間及び休館日の変更が可能
- ・指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・使用料は条例により無料

ウ 利用の促進

エ 自主事業の企画及び実施

- ・事業の内容は、あらかじめ市と協議

(3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、施設には、主任事務職員1人、事務職員3人、その他職員を4人以上置く。

(4) 管理業務の処理体制

市に専属的に付与された行政処分（目的外使用の許可など）

(5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、自主事業の収入によって賄う。

(6) その他の条件

指定管理者は、雇用者の採用及び労働条件の維持に配慮

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

【整理番号 9】

1 施設の概要

(1) 名称	米子市児童文化センター
(2) 所在地	米子市西町 1 3 3 番地（湊山公園内）
(3) 構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造り 地上 3 階建て
(4) 敷地面積	8,094.79 平方メートル
(5) 建築面積	2,248.95 平方メートル
(6) 開館日	昭和 5 8 年 3 月 1 日
(7) 主な施設内容	多目的ホール（376.47 m ² ）、研修室（114.50 m ² ）、図書室、プラネタリウム室（定員 120 名）、第 1 クラブ室、第 2 クラブ室、第 3 クラブ室、天体観測室、事務室 プラネタリウム投影設備（一式）、図書システム（一式）、移動図書館車（1 台）、照明設備（一式）、音響設備（一式）、駐車場（37 台） みなとやまプレーパーク（付属施設、機材一式）
(8) 施設の設置目的（総合計画との関連性等）	児童文化センターは、児童の健全な育成を図ることを目的として設置しており、プラネタリウムや児童図書事業、遊びを通じた体験活動や文化活動などを行っている。市の総合計画では、児童文化センターでの事業・体験活動の実施を体験交流活動の推進の主な施策として位置づけている。
(9) 施設の現状	児童文化センターでは、子どもに遊びを通じた体験活動の場を企画・提供するとともに、プラネタリウムやクラブ活動など文化・科学的活動を実施し、子どもの情操の涵養、健全な育成の推進に努めている。また、子どもたちの多種多様な関心に応えるため、センターだけでは行えない様々な事業について各種団体と連携して実施するとともに、子どもたちを指導できる人材の育成や、各種事業にボランティアが積極的に参画できる体制作りに努めている。

(10) 施設の運営状況（平成26年度）の概要	ア 利用許可件数 388 件 イ 利用者数 168,325 人 ウ 利用料金収入額 1,232 千円 （プラネタリウム観覧料、施設使用料） エ 主な自主事業 プラネタリウム上映、天体観測会、クラブ活動、児童図書室、移動図書館、その他の行事 オ 管理運営費（支出額の合計） 61,879 千円 （うち指定管理料 60,205 千円）
--------------------------------	---

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

平成28年4月1日～平成38年3月31日（10年間）

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の維持管理

イ 施設等の利用の許可

- ・指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、開館時間及び休館日の変更が可能
- ・指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・利用料金制度を採用（利用料金は、指定管理者が条例に規定する使用料等の金額の範囲内において、教育委員会の承認を受けて定め、利用者から徴収。利用料金は、指定管理者の収入として収受）

ウ 利用の促進

エ 自主事業の企画及び実施

- ・事業の内容は、あらかじめ市と協議

(3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、施設には、統括責任者として館長1人を、これを補佐する者として副館長1人を置く。

(4) 市が直接行う業務

ア 市に専属的に付与された行政処分（目的外使用の許可など）

イ 米子市児童文化センター運営委員会の開催

(5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料及び自主事業の収入によって賄う。

(6) その他の条件

ア 指定管理者は、雇用する職員の労働条件の維持に配慮

イ 指定管理者は、利用者で構成する団体その他関係団体と連携協力

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

【整理番号 10】

1 施設の概要

(1) 名称	米子市文化ホール
(2) 所在地	米子市末広町 2 9 3 番地
(3) 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造り 地上 4 階建て一部地下 1 階建て
(4) 敷地面積	7, 2 0 0 . 3 1 m ²
(5) 建物延床面積	4, 9 2 2 . 7 3 m ²
(6) 開館日	平成 3 年 1 0 月 1 日
(7) 主な施設内容	メインホール (672 席)、イベントホール (196 m ²)、楽屋 (5 室)、練習室 (1 室)、展示室、事務室、研修室 (定員 80 人、2 室に分割可)、オープンスペース、前庭多目的広場 (2, 000. 29 m ²)、照明設備 (一式)、音響設備 (一式)、米子コンベンションビューロー・文化ホール共同駐車場 (813 台収容) 等
(8) 施設の設置目的 (総合計画との関連性等)	米子市文化ホールは、定住・交流センターとして、市民が開催・参加する催し等のための利用に供すること、及び芸術文化に関する公演、研究会、講演会等の事業を行うことによって、芸術文化の振興及び市民福祉の増進を図るため設置されている。 市の総合計画においても、まちづくりの基本方向のひとつとして「市民文化の振興」を掲げ、市民が多種多様な文化に接し、自ら創造し発表するための文化活動に積極的に参加することができるよう支援するとともに、市民との連携をさらに強化しながら、芸術文化の振興及び文化活動の普及を図ることとしている。 このため文化ホールでは、優れた芸術文化の鑑賞機会の充実、芸術文化活動の活性化、芸術文化に関する情報提供の推進といった計画目標の達成に向けて、事業の実施並びに施設の運営を行っている。
(9) 施設の現状	JR 米子駅に隣接し、交通アクセスに優れ、演奏会・演劇・講演会はもとより、研修・ダンス・合唱の練習など、市民や各種文化団体等に幅広く利用されている。
(10) 施設の運営状況 (平成 2 6 年度) の概要	ア 利用件数 3, 359 件 イ 利用者数 122, 373 人 ウ 利用料金収入額 22, 755, 508 円 エ 主な自主事業 米子市音楽祭、鷺見三郎顕彰事業、童謡講座、ダンスフェス 1 オ 管理運営費 (支出の合計) 96, 674, 214 円

(1) 名称	米子市淀江文化センター
(2) 所在地	米子市淀江町西原 7 0 8 番地 4
(3) 構造	鉄筋コンクリート造り一部鉄骨鉄筋コンクリート造り地上 3 階建て
(4) 敷地面積	7, 0 4 1. 8 m ²
(5) 建物延床面積	3, 5 0 5 m ²
(6) 開館日	平成 1 0 年 4 月 5 日
(7) 主な施設内容	大ホール (588 席)、イベントホール (210 m ²)、楽屋 4 室、シャワー室、事務室、会議室 1 (34 m ² 12 席)、会議室 2 (91 m ² 36 席)、中庭、照明設備 (一式)、音響設備 (一式)、駐車場 (50 台収容 1, 871. 7 m ²) 等
(8) 施設の設置目的 (総合計画との関連性等)	米子市淀江文化センターは文化活動の普及及び振興を図るために設置されている。 市の総合計画においても、まちづくりの基本方向のひとつとして「市民文化の振興」を掲げ、市民が多種多様な文化に接し、自ら創造し発表するための文化活動に積極的に参加することができるよう支援するとともに、市民との連携をさらに強化しながら、芸術文化の振興及び文化活動の普及を図ることとしている。 このため淀江文化センターでは、優れた芸術文化の鑑賞機会の充実、芸術文化活動の活性化、芸術文化に関する情報提供の推進といった計画目標の達成に向けて、事業の実施並びに施設の運営を行っている。
(9) 施設の現状	県内でも有数の音響環境を誇るホールで、ピアノの練習やミュージカルの公演等幅広く利用されている。
(10) 施設の運営状況 (平成 2 6 年度) の概要	ア 利用件数 753 件 イ 利用者数 42, 170 人 ウ 利用料金収入額 6, 899, 248 円 エ 主な自主事業 さなめラララ♪すてーじ 星空コンサート ファミリーコンサート音楽のおもちゃ箱 オ 管理運営費 (支出の合計) 46, 652, 288 円

(1) 名称	米子市公会堂
(2) 所在地	米子市角盤町二丁目 6 1 番地
(3) 構造	鉄筋コンクリート造り 地上 4 階・一部地下 1 階建て
(4) 敷地面積	6,932.15 m ²
(5) 建築延床面積	4,872.10 m ²
(6) 開館日	昭和 33 年 4 月 1 1 日
(7) 主な施設内容	ホール（1,120 席）、ホワイエ、オーケストラボックス、せり付 付属室（13.5m×2.7m）リハーサル室（103 m ² ）、楽屋 7 室、控室 1 室、シャワー 2 室、事務室、応接室、集会室 1～3・5・6（各 56 m ² ）、集会室 4（28 m ² ）、集会室 7（43 m ² ）、和室（24 畳）照明設備 （一式）、音響設備（一式）、前庭、駐車場（36 台収容）等 米子市公民館条例に基づき使用を許可した場合は、米子市中央公民 館として集会室（1～7）のうち 2 部屋を使用させている。
(8) 施設の設置目 的（総合計画との 関連性等）	米子市公会堂は芸術文化の振興及び市民福祉の増進を図るため に設置されている。 市の総合計画においても、まちづくりの基本方向のひとつとして 「市民文化の振興」を掲げ、市民が多種多様な文化に接し、自ら創 造し発表するための文化活動に積極的に参加することができるよう 支援するとともに、市民との連携をさらに強化しながら、芸術文 化の振興及び文化活動の普及を図ることとしている。 このため公会堂では、優れた芸術文化の鑑賞機会の充実、芸術文 化活動の活性化、芸術文化に関する情報提供の推進といった計画目 標の達成に向けて、事業の実施並びに施設の運営を行っている。
(9) 施設の現状	米子市公会堂は、昭和 33 年に開館して以来、米子市の文化の殿 堂として、長らく市民に親しまれている。平成 26 年 3 月に耐震補 強工事を終えリニューアルオープンし、演奏会、ダンス等幅広い分 野で利用されている。
(10) 施設の運営状 況（平成 26 年 度）の概要	ア 利用件数 2,962 件 イ 利用者数 107,613 人 ウ 利用料金収入額 13,826,382 円 エ 主な自主事業 なつかしの名画劇場 虹の広場 オ 管理運営費（支出の合計） 70,321,269 円

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日（5年間）

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 指定管理対象施設の施設、設備及び器具（以下「施設等」）の維持管理

イ 施設等の使用の許可

- ・ 指定管理者は市長の承認を受けて、開館時間及び休館日の変更が可能
- ・ 指定管理者は使用許可事務を代行
- ・ 利用料金制度を採用（利用料金は、指定管理者が条例に規定する使用料等の金額の範囲内において、市長の承認を受けて定め、利用者から徴収。利用料金は、指定管理者の収入として収受）

ウ 指定管理対象施設の利用の促進

エ 自主事業の企画及び実施

(3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、職員配置については、毎年度、協定を締結して定める。

(4) 市が直接行う業務

ア 市に専属的に付与された行政処分（目的外使用の許可など）

イ 文化ホール運営委員会の開催

(5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料、使用料及び自主事業の収入によって賄う。

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

【整理番号 1 1】

1 施設の概要

(1) 米子市福市考古資料館

(1) 名称	米子市福市考古資料館（以下「福市考古資料館」という。）
(2) 所在地	米子市福市 461 番地 20
(3) 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建て
(4) 敷地面積	685 m ²
(5) 建築面積	264 m ²
(6) 開館日	昭和 55 年 10 月 6 日
(7) 主な施設内容	展示室（115 m ² ）、研修室（41 m ² ）、収蔵室（47 m ² ）、事務室他（61 m ² ） その他施設 福市遺跡収蔵庫（鉄骨鉄筋コンクリート造、平屋高床造 105 m ² ） 福市遺跡復元住居（竪穴式、茅葺、27 m ² ） 駐車場（20 台収容）等
(8) 施設の設置目的（総合計画との関連性等）	福市考古資料館は、福市遺跡、青木遺跡の調査により発見された遺物を中心に昭和 55 年開館した。また、旧米子市内各遺跡から出土した埋蔵文化財を主として収蔵展示する博物館類似施設である。 総合計画では、文化財の保護の充実を図り、活用を促進することで、後世に伝え、市民共有の財産としての文化財を活かした地域づくりの推進と身近なものとして感じることができている情報発信と活用を図っている。
(9) 施設の現状	常設展・企画展を開催し、米子市出土の遺跡を紹介して郷土の原始古代への関心を高めるとともに、子ども達や市民の古代への興味関心を高めるため勾玉や火起こし等の体験教室や出前講座を行っている。

(10) 施設の運営状況（平成26年度）の概要	ア	利用者数	3, 0 9 4 人	(延人数)
		内訳	常設展	1, 8 8 0 人
			企画展	4 4 4 人
			その他	7 7 0 人
	イ	開館日数	2 9 6 日	
	ウ	自主事業		
		福市資料館常設展示		
		福市資料館企画展示		
		出前講座・(勾玉作り・火起こし・弓矢の古代体験)		
		来館者向け古代体験		
		冊子販売		
		ホームページ情報提供		
		夏休みこどもわくわく体験ツアー		
	ウ	事業収入		
		6 3, 4 0 0 円		
	オ	管理運営費（支出額の合計）		
	3, 7 8 5, 7 5 3 円			
	人件費	2, 4 1 6, 6 7 4 円		
	施設管理費	9 4 0, 9 5 9 円		
	事業費	2 3 6, 1 2 0 円		
	事務局費	1 9 2, 0 0 0 円		
	人件費は、受付管理分と埋蔵文化財センター兼務の学芸員1月分相当の給与を充てている。			

(7) 主な施設内容	展示室（1 室）、体験学習室（1 室）、資料閲覧室（1 室）、書庫（1 室）、調査研究室（1 室）、資料整理室（2 室）、特別収蔵室（1 室）、調査資料室（1 室）、土器洗浄室（1 室）、木器収蔵室（2 室）、写場（1 室）、出土品収蔵室（10 室）、木器保存修理室（1 室）研修室（1 室）等
(8) 施設の設置目的（総合計画との関連性等）	埋蔵文化財の保存と活用を図り、郷土の歴史に関する理解を深め、市民の知識向上に資するために設置された。史跡案内、考古学教室、資料閲覧、資料貸出、展示解説などの対応を行うほか、出土品の修復・復原を行い、資料館などへの資料提供を実施している。さらに、市内にある各遺跡からの出土品の収蔵・保管を実施している。
(9) 施設の現状	原始古代史を学ぶ機会を提供するため、常設展・企画展を開催し、発掘調査中遺跡の現地説明会や探訪ツアー、出土品の整理や記録、資料の貸出、研究利用等
(10) 施設の運営状況（平成 26 年度）の概要	ア 利用者数 2, 0 3 2 人 （延人数） 内訳 常設展 3 1 4 人 企画展 8 4 8 人（合同企画展） 事業参加者 3 9 9 人 貸出研究利用 2 4 人 施設設備利用 4 4 7 人 イ 開館日数 2 4 5 日 ウ 自主事業 埋蔵文化財センター常設展示 企画展示（合同企画展） 資料調査・収蔵品研究件数 2 3 件 資料・図書等貸出件数 2 3 件 埋蔵文化財センター便り・年報の発刊 計 5 回 資料整理報告書発行 1 回 図書販売 施設・設備利用 8 件 利用者 4 4 7 人 エ 事業収入 1 0, 5 0 0 円 オ 管理運営費（支出額の合計） 2, 9 3 0, 6 8 2 円 人件費 8 4 9, 1 5 0 円

	施設管理費 1, 6 4 1, 3 2 4 円
	事業費 2 8 6, 2 0 8 円
	事務局費 1 5 4, 0 0 0 円
	人件費は、同施設の埋蔵文化財調査室の職員と兼ねており、イベント・事業を計画実施する学芸員の 1 月分相当、館長職として 1 月分の給与を充てている。

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

平成 2 8 年 4 月 1 日～平成 3 3 年 3 月 3 1 日（5 年間）

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の維持管理

イ 施設等の利用の許可

- ・指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、開館時間及び休館日の変更が可能
- ・指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・利用料金制度を採用（利用料金は、指定管理者が条例に規定する使用料等の金額の範囲内において、教育委員会の承認を受けて定め、利用者から徴収。利用料金は、指定管理者の収入として収受）

ウ 利用の促進

エ 自主事業の企画及び実施

- ・事業の内容は、あらかじめ市と協議

(3) 管理業務の処理体制

指定管理者は、管理業務に従事する職員（以下「職員」という。）を適正に配置するほか、管理業務の処理に必要な体制を整備しなければならない。なお、米子市福市考古資料館及び米子市埋蔵文化財センターには、職員から統括責任者として館長を 1 人置くものとする。また、必要に応じて、考古学を専門とする学芸員等の職員を配置し業務の処理にあたらせる。

(4) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料及び自主事業等の収入によって賄う。

(5) その他の条件

- ア 米子市教育委員会との連携を密にし、事業実施にあたること。
- イ 利用者等への臨機応変な応接に努めること
- ウ 利用者で構成する団体その他関係団体との連携協力

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

【整理番号 1 2】

1 施設の概要

(総括) 米子市体育施設及び都市公園

ア 名称	(1)から(31)までの各施設個別表のとおり
イ 所在地	〃
ウ 構造	〃
エ 敷地面積	〃
オ 建築面積	〃
カ 開館日・開場日・開場時期	〃
キ 主な施設内容	〃
ク 施設の設置目的(総合計画との関連性等)	米子市では、体育施設条例に基づき、スポーツの推進及び市民の心身の健全な発達に寄与するため、体育施設を設置している。 また、米子市の総合計画においては、市民が、年齢や体力に合わせて、スポーツ・レクリエーション活動に気軽に取り組むことができる生涯スポーツの推進を図ることとしており、その目的達成のため体育施設の管理運営を行っていく。
ケ 施設の現状	体育施設のうち体育館については、管理上の拠点でもある米子市民体育館のほか、10の地区体育館及び米子市淀江体育館が設置されている。 米子市民体育館は、各種競技の練習のほか、体育協会加盟団体等が主催する大規模な大会が行われており、地区体育館では、公民館行事など地区の住民の利用を中心として利用されている。 体育施設の拠点としては、東山運動公園と淀江運動公園の2か所があり、東山運動公園には米子市民体育館、米子市東山体育館、米子市営東山陸上競技場、米子市営東山庭球場、米子市民球場、米子市営東山球技場、米子市営弓道場等の大規模施設とその附随施設が配置されており、平成27年11月に鳥取県に移管される予定である米子市営東山水泳場も配置されている。 また、淀江運動公園には、米子市淀江体育館のほか、米子市営淀江球場、米子市営淀江庭球場、米子市淀江スポーツ広場が整備されている。 そのほかには、米子市営日野川運動公園、米子市営日野川堰運動広場、米子市営河崎公園スポーツ広場及び米子市営大和公園運動広場が設置されている。

	(詳細は、(1)から(31)までの各施設個別表のとおり)
コ 指定管理業務の方針	クにおいて記載のとおり、体育施設は、スポーツの推進及び市民の心身の健全な発達に寄与するため設置されており、市民が、気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができる施設と機会を提供することを目的としている。 しかし、体育施設はいずれも建設年度からかなりの年数が経過したものが多く、老朽化が目立っている。 そのため、市の求める指定管理業務の方針として、施設の管理及び営繕を重視していくものとする。 また、体育施設については、新たに指定管理業務として自主事業を導入するとともに、利用料金制を採用することにより、一層のサービス向上と利用者の増加を図る方針であるが、現状では、夕方以降の時間帯での体育施設の稼働率が高く、一律に自主事業を導入すると一般の利用に支障が生ずるおそれがあるため、稼働率が比較的低い平日昼間の時間帯を中心に自主事業を実施し、これまで体育施設を利用していなかった人達を対象に新たな利用者層の掘り起こしが行われることを期待する。
サ 施設の運営状況（平成26年度）の概要	(1)から(31)までの施設個別表のとおり

(1) 米子市民体育館

ア 名称	米子市民体育館											
イ 所在地	米子市東山町 106 番地 4											
ウ 構造	〔体育館〕鉄筋コンクリート及び鉄骨造 2 階建て 〔自転車置場〕鉄骨造スレート葺 〔車庫〕鉄骨造平屋建て											
エ 敷地面積	10, 103 m ²											
オ 建築面積	4, 261. 09 m ² (延べ 6, 627. 808 m ²)											
カ 開館日	昭和 4 4 年 6 月 4 日											
キ 主な施設内容	<table><tr><td>【本館】</td><td></td></tr><tr><td>種 類</td><td>床面積(m²)</td></tr><tr><td>アリーナ(バレーボール:3 面、テニス:2 面、バスケットボール:2 面、卓球台 : 21 台、バドミントン 10 面、柔道 : 1 面、体操一式)</td><td>1, 976. 300</td></tr><tr><td>夜間照明設備一式</td><td></td></tr><tr><td>会議室(冷暖房設備有り) 収容数 80 人</td><td>86. 400</td></tr></table>		【本館】		種 類	床面積(m ²)	アリーナ(バレーボール:3 面、テニス:2 面、バスケットボール:2 面、卓球台 : 21 台、バドミントン 10 面、柔道 : 1 面、体操一式)	1, 976. 300	夜間照明設備一式		会議室(冷暖房設備有り) 収容数 80 人	86. 400
【本館】												
種 類	床面積(m ²)											
アリーナ(バレーボール:3 面、テニス:2 面、バスケットボール:2 面、卓球台 : 21 台、バドミントン 10 面、柔道 : 1 面、体操一式)	1, 976. 300											
夜間照明設備一式												
会議室(冷暖房設備有り) 収容数 80 人	86. 400											

	2 階観覧席（1,600 席）	1,530.006
	更衣室(男女)（シャワー設備付き）	198.720
	器具庫	392.160
	放送室（音響設備一式）	13.464
	医務室	
	屋内階段、廊下、倉庫及び階段室	622.374
	機械室	206.112
	管理棟事務室	256.284
	ロビー及び便所(1 階及び中 2 階男・女、1 階のみ 身体障がい者用有り)	214.512
	ホワイエ	362.880
	ポーチ	273.243
	バルコニー	206.112
	階段及びダクトスペース	28.796
	高架水槽	19.403
	屋外車椅子スロープ	102.300
	裏階段	101.250
	【別棟】 自転車置場 45.00 m ² 及び車庫 2 棟 92.40 m ² 【機械設備】 浄化槽、高架水槽及び受水槽並びに送風機 【電気設備】 受電設備(米子市営東山水泳場、米子市東山体育館、 米子市営東山陸上競技場、米子市営東山庭球場、米子市営東山補助グラウンド、トイレ及び園路灯に配電) 【駐車場】 100 台（東山公園の共用駐車場）	
ク 施設の現状	市営の社会体育施設として最大規模の米子市民体育館は、市中心部東山運動公園内に位置し、本市におけるスポーツ活動の拠点であるとともに、米子市民体育館及び米子市東山体育館の維持管理及び使用者応接のほか、市内全ての社会体育施設に関する使用調整、許可申請の受付及び使用料の収納の事務を行い、管理中枢の機能を担っている。また、地区体育館の管理人の休暇取得等にも対応して職員を派遣する。 米子市民体育館は、年間を通じて様々な種目の練習利用のほか、これまで数多くの全国大会が行われ、県民スポレク祭等の県内主要大会及び公民館対抗等の市主催大会を始めとする大規模大会の会場として多くの利用がある。一方で、建設年次が古いため、近年、施設老朽化が進み、随所に改修が必要な箇所を抱えている。	

	また、敷地内の植栽は、米子市民体育館の職員が刈込み等の維持管理を行っている。
ケ 施設の運営状況（平成26年度）の概要	(ア) 使用許可件数 1,173 件 (イ) 利用者数 43,885 人 (ウ) 使用料収入額 3,039,594 円 (エ) 自主事業 なし

(2) 米子市東山体育館

ア 名称	米子市東山体育館
イ 所在地	米子市東山町 92 番地
ウ 構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 2 階建て
エ 敷地面積	2,129.560 m ²
オ 建築面積	1,111.48 m ² （延べ 1,228.26 m ² ）
カ 開館日	平成 5 年 4 月 1 日
キ 主な施設内容	【本館】 アリーナ 905.8 m ² （バレーボール:2 面、テニス:1 面、バスケットボール:2 面、卓球台 12 台、バドミントン:6 面）、器具庫、管理人室、便所(男・女、身体障がい者用有り)、更衣室(男・女)、休憩室、車椅子スロープ及び屋外通路安全灯 【屋外照明塔】 【浄化槽】 （米子市営東山水泳場と共用） 【駐車場】 156 台（東山公園の共用駐車場）
ク 施設の現状	米子市東山体育館は、米子市民体育館及び米子市営東山水泳場に隣接しており、公民館利用を主体とした一般利用のほか、東山運動公園で開催される大規模大会では、これらの施設の補助施設として利用されるなど、本市におけるスポーツ活動の拠点となっている。管理人は置かず、使用時は、米子市民体育館の職員が対応している。
ケ 施設の運営状況（平成26年度）の概要	(ア) 使用許可件数 1,310 件 (イ) 利用者数 24,309 人 (ウ) 使用料収入額 1,308,930 円 (エ) 自主事業 なし

(3) 米子市住吉体育館

ア 名称	米子市住吉体育館
イ 所在地	米子市旗ヶ崎七丁目 17 番 36 号
ウ 構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造平屋建て
エ 敷地面積	2,417.5 m ²

オ 建築面積	992.56 m ² (延べ 1,052.17 m ²)
カ 開館日	昭和 53 年 4 月 1 日
キ 主な施設内容	【本館】アリーナ 896.56 m ² (バレーボール:2 面、テニス:1 面、バスケットボール:2 面、卓球台 12 台、バドミントン:6 面)、器具庫、管理人室、便所(男・女、身体障がい者用有り)、更衣室(男・女) 及び車椅子スロープ、 【自転車置場】 【駐車場】(47 台。隣接する住吉公民館の駐車場と合わせた場合 50 台程度まで共同利用可能) 【外構フェンス】
ク 施設の現状	公民館利用を主体とした一般利用に供されている。
ケ 施設の運営状況 (平成 26 年度) の概要	(ア) 使用許可件数 1,758 件 (イ) 利用者数 19,243 人 (ウ) 使用料収入額 1,166,970 円 (エ) 自主事業 なし

(4) 米子市加茂体育館

ア 名称	米子市加茂体育館
イ 所在地	米子市河崎 3270 番地 2
ウ 構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造平屋建て一部 2 階建て
エ 敷地面積	3,415.71 m ²
オ 建築面積	1,056.3 m ² (延べ 1,264.7 m ²)
カ 開館日	昭和 55 年 4 月 1 日
キ 主な施設内容	【本館】アリーナ 905.8 m ² (バレーボール:2 面、テニス:1 面、バスケットボール:2 面、卓球台 12 台、バドミントン:6 面)、器具庫、管理人室、便所(男・女、身体障がい者用有り)、更衣室(男・女)、休憩室、階段、2 階観覧スペース及び車椅子スロープ 【自転車置場】 【附属庭球場】(クレイ:2 面、防球フェンス、ポール及び器具庫) 【駐車場】(2 か所計 124 台) 【浄化槽】 【外構フェンス】
ク 施設の現状	米子市加茂体育館は、公民館利用を主体とした一般利用に供されている。管理人は、附属庭球場及び隣接する米子市河崎公園スポーツ広場(夜間照明設備有り)の利用者の応接に関する事務も受け持っている。
ケ 施設の運営状況 (平成 26 年度) の概要	(ア) 使用許可件数 1,628 件 (イ) 利用者数 20,580 人 (ウ) 使用料収入額 1,218,620 円 (エ) 自主事業 なし

(5) 米子市南部体育館

ア 名称	米子市南部体育館
イ 所在地	米子市榎原 1449 番地 4
ウ 構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造平屋建て
エ 敷地面積	3,661.84 m ²
オ 建築面積	1,073.8 m ² (延べ 1,073.8 m ²)
カ 開館日	昭和 59 年 4 月 1 日
キ 主な施設内容	【本館】アリーナ 905.8 m ² (バレーボール：2 面、テニス：1 面、バスケットボール：2 面、卓球台 12 台、バドミントン：6 面)、器具庫、管理人室、便所(男・女、身体障がい者用有り)、更衣室(男・女)、休憩室及び車椅子スロープ 【自転車置場】 【駐車場】(58 台) 【多目的広場】(臨時駐車場として 20～25 台駐車可能) 【外構フェンス】
ク 施設の現状	公民館利用を主体とした一般利用に供されている。
ケ 施設の運営状況(平成 26 年度)の概要	(ア) 使用許可件数 1,403 件 (イ) 利用者数 15,553 人 (ウ) 使用料収入額 1,168,480 円 (エ) 自主事業 なし

(6) 米子市弓ヶ浜体育館

ア 名称	米子市弓ヶ浜体育館
イ 所在地	米子市夜見町 325 番地 10
ウ 構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造平屋建て
エ 敷地面積	3,849.86 m ²
オ 建築面積	1,073.8 m ² (延べ 1,073.8 m ²)
カ 開館日	昭和 60 年 4 月 1 日
キ 主な施設内容	【本館】アリーナ 905.8 m ² (バレーボール：2 面、テニス：1 面、バスケットボール：2 面、卓球台 12 台、バドミントン：6 面)、器具庫、管理人室、便所(男・女、身体障がい者用有り)、更衣室(男・女)、休憩室及び車椅子スロープ 【浄化槽】 【自転車置場】 【駐車場】(63 台) 【外構フェンス】
ク 施設の現状	公民館利用を主体とした一般利用に供されている。

ケ 施設の運営状況（平成26年度）の概要	(ア) 使用許可件数 1,555 件 (イ) 利用者数 13,740 人 (ウ) 使用料収入額 1,285,010 円 (エ) 自主事業 なし
----------------------	--

(7) 米子市美保体育館

ア 名称	米子市美保体育館
イ 所在地	米子市大篠津町 3657 番地 7
ウ 構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 2 階建て
エ 敷地面積	3,122.96 m ²
オ 建築面積	1,073.8 m ² （延べ 1,250.66 m ² ）
カ 開館日	昭和 61 年 4 月 1 日
キ 主な施設内容	【本館】 アリーナ 905.8 m ² （バレーボール：2 面、テニス：1 面、バスケットボール：2 面、卓球台 12 台、バドミントン：6 面）、器具庫、管理人室、便所（男・女、身体障がい者用有り）、更衣室（男・女）、休憩室、階段、2 階観覧席スペース及び車椅子スロープ 【自転車置場】 【駐車場】 （70 台） 【外構フェンス】
ク 施設の現状	公民館利用を主体とした一般利用に供されている。
ケ 施設の運営状況（平成26年度）の概要	(ア) 使用許可件数 1,166 件 (イ) 利用者数 13,652 人 (ウ) 使用料収入額 1,116,530 円 (エ) 自主事業 なし

(8) 米子市福米体育館

ア 名称	米子市福米体育館
イ 所在地	米子市西福原六丁目 1 番 14 号
ウ 構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 2 階建て
エ 敷地面積	2,896.54 m ²
オ 建築面積	1,073.8 m ² （延べ 1,250.66 m ² ）
カ 開館日	昭和 63 年 4 月 1 日
キ 主な施設内容	【本館】 アリーナ 905.8 m ² （バレーボール：2 面、テニス：1 面、バスケットボール：2 面、卓球台 12 台、バドミントン：6 面）、器具庫、管理人室、便所（男・女、身体障がい者用有り）、更衣室（男・女）、休憩室、階段、2 階観覧席スペース及び車椅子スロープ、 【自転車置場】 【駐車場】 （55 台＋20 台） 【外構フェンス】

ク 施設の現状	公民館利用を主体とした一般利用に供されている。
ケ 施設の運営状況（平成26年度）の概要	(ア) 使用許可件数 1,542 件 (イ) 利用者数 17,507 人 (ウ) 使用料収入額 1,358,920 円 (エ) 自主事業 なし

(9) 米子市福生体育館

ア 名称	米子市福生体育館
イ 所在地	米子市上福原二丁目1番10号
ウ 構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造2階建て
エ 敷地面積	4,656.04 m ²
オ 建築面積	1,073.8 m ² （延べ1,250.66 m ² ）
カ 開館日	平成2年4月1日
キ 主な施設内容	【本館】 アリーナ 905.8 m ² （バレーボール：2面、テニス：1面、バスケットボール：2面、卓球台12台、バドミントン：6面）、器具庫、管理人室、便所（男・女、身体障がい者用有り）、更衣室（男・女）、休憩室、階段、2階観覧席スペース及び車椅子スロープ 【自転車置場】 【駐車場】 （55台） 【外構フェンス】
ク 施設の現状	公民館利用を主体とした一般利用に供されている。
ケ 施設の運営状況（平成26年度）の概要	(ア) 使用許可件数 1,541 件 (イ) 利用者数 20,100 人 (ウ) 使用料収入額 1,410,580 円 (エ) 自主事業 なし

(10) 米子市湊山体育館

ア 名称	米子市湊山体育館
イ 所在地	米子市大谷町13番地
ウ 構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造2階建て
エ 敷地面積	4,645.86 m ²
オ 建築面積	1,066.36 m ² （延べ1,250.66 m ² ）
カ 開館日	平成3年4月1日
キ 主な施設内容	【本館】 アリーナ 905.8 m ² （バレーボール：2面、テニス：1面、バスケットボール：2面、卓球台12台、バドミントン：6面）、器具庫、管理人室、便所（男・女、身体障がい者用有り）、更衣室（男・女）、休憩室、階段、2階観覧席スペース及び車椅子スロープ 【自転車置場】 【駐車場】 （69台） 【外構フェンス】

ク 施設の現状	公民館利用を主体とした一般利用に供されている。
ケ 施設の運営状況（平成26年度）の概要	(ア) 使用許可件数 1,567 件 (イ) 利用者数 20,996 人 (ウ) 使用料収入額 1,323,970 円 (エ) 自主事業 なし

(11) 米子市箕蚊屋体育館

ア 名称	米子市箕蚊屋体育館
イ 所在地	米子市下新印 1057 番地 2
ウ 構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 2 階建て
エ 敷地面積	4,722.65 m ²
オ 建築面積	1,128.99 m ² (延べ 1,250.66 m ²)
カ 開館日	平成 4 年 4 月 1 日
キ 主な施設内容	【本館】 アリーナ 905.8 m ² (バレーボール：2 面、テニス：1 面、バスケットボール：2 面、卓球台 12 台、バドミントン：6 面)、器具庫、管理人室、便所(男・女、身体障がい者用有り)、更衣室(男・女)、休憩室、階段、2 階観覧席スペース及び車椅子スロープ 【自転車置場】 【駐車場】 (105 台) 【屋外照明施設】 【外構フェンス】
ク 施設の現状	公民館利用を主体とした一般利用に供されている。
ケ 施設の運営状況（平成26年度）の概要	(ア) 使用許可件数 1,449 件 (イ) 利用者数 22,725 人 (ウ) 使用料収入額 1,359,060 円 (エ) 自主事業 なし

(12) 米子市営弓道場

ア 名称	米子市営弓道場
イ 所在地	米子市車尾 653 番地 1
ウ 構造	鉄骨造一部木造平屋建て
エ 敷地面積	1,993.172 m ²
オ 建築面積	608.46 m ²
カ 開館日	昭和 5 8 年 1 0 月 1 日
キ 主な施設内容	【射場】 近的 10 人立 420.67 m ² 、シャッター、夜間照明設備、玄関ホール、控室、師範席、和室、湯沸室、器具庫兼管理人室、ロッカー室(男・女)及び便所(男・女) 【矢取道】 49.48 m ² 【的

	場】77.64 m ² 、看的表示板、屋外観覧席スペース、巻藁及び巻藁台及び弓立 【浄化槽】 【駐車場】(158 台。東山公園との共用駐車場)
--	--

ク 施設の現状	わかとり国体弓道競技会場として整備された。平成 12 年度に県立武道館が完成したことにより全国大会は開かれなくなったが、地元弓道愛好者の日常練習会場として活発に利用されている。 主として地元の高等学校及び中学校の部活利用が多い。個人利用は、弓道競技団体に所属する経験者が主である。
ケ 施設の運営状況（平成 26 年度）の概要	(ア) 使用許可件数 10,535 件 (イ) 利用者数 13,042 人 (ウ) 使用料収入額 771,970 円 (エ) 自主事業 なし

(13) 米子市営武道館

ア 名称	米子市営武道館
イ 所在地	米子市糺町一丁目 202 番地
ウ 構造	鉄筋コンクリート造 3 階建て
エ 敷地面積	1,366.82 m ²
オ 建築面積	448.80 m ² (延べ 1,498.8 m ²)
カ 開館日	平成 12 年 10 月 1 日 (昭和 49 年 10 月 30 日完成)
キ 主な施設内容	【3 階】柔道場 1 面 342 m² (17.1m×20m) 170 畳敷、上壇、倉庫、講師控室、更衣室(男・女、シャワー室付き(温水有り))、便所(男・女)、乾燥室、洗面台、ホール・談話室、階段、歩廊及び裏階段 【2 階】剣道場 1 面 342 m² (17.1m×20m)、上壇、倉庫、講師控室、更衣室(男・女、シャワー室付き(温水有り))、便所(男・女)、防具室、事務室、玄関、ホール、ポーチ、正面階段、歩廊及び裏階段 【1 階】中会議室(サブ柔道場:42 畳敷)、ホール・廊下・踏み込み、控室、便所(男・女(シャワー室併設)及び身障者用)、湯沸室、玄関、倉庫、控室、小会議室(1)・(2)、機械室、大会議室 (※鳥取県に対して行政財産の使用許可をしている。) 及び門扉 ※ 敷地は、鳥取県から借り受けている。 ※ 駐車場については、武道館が鳥取県から移管された際に鳥取

	県西部総合事務所駐車場の一部を使用することができるよう県と合意しており、現在も使用している。
--	--

ク 施設の現状	平成 12 年 10 月、県立武道館設置に伴い市が県から譲り受け、市営武道館として開設した。市中心部に位置し交通至便なため、日常練習の道場として市内外の利用者が多い。また、教育委員会主催の剣道教室及び柔道教室(競技団体委託)の会場となっている。 利用者の武術・流派は、剣道、柔道、空手道、合気道等多岐にわたっている。1 階大会議室に、鳥取県警察「西部少年サポートセンター」が入居している。
ケ 施設の運営状況（平成 26 年度）の概要	(ア) 使用許可件数 1,263 件 (イ) 利用者数 14,623 人 (ウ) 使用料収入額 778,960 円 (エ) 自主事業 なし

(14) 米子市淀江体育館

ア 名称	米子市淀江体育館
イ 所在地	米子市淀江町西原 8 0 5 番地
ウ 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造一部 2 階建て
エ 敷地面積	4,100 m ²
オ 建築面積	延べ 3,227 m ² (1 階 2,671.02 m ² 、2 階 555.98 m ²)
カ 開館日	昭和 59 年 4 月 1 日

キ 主な施設 内容	1階	【アリーナ】1,360 m ² (バレーボール2面、バスケットボール2面、テニス2面、バドミントン8面)、ステージ78.08 m ² 、トレーニング室(スペースのみ) 198 m ² 、幼児室 22.84 m ² 、会議室 107.63 m ² 冷暖房設備あり、シャワー室・ロッカー室 72.78 m ² (男女各 36.39 m ²)、玄関ホール・ロビー(談話コーナー) 188.66 m ² 、相談室・事務室 73.68 m ² 、器具庫 112.10 m ² 、便所 57.94 m ² 、物入れ 103.73 m ² 、機械室 53.15 m ² 、照明設備(一式)及び音響設備(一式)、浄化槽 【駐車場】(40台)
	2階	【ギャラリー】271.19 m ² 【ホール】203.40 m ² 【観覧席】
ク 施設の現状	米子市淀江体育館は、淀江地区住民を始めとする市民のためのスポーツ活動の拠点として、多くの市民及び競技団体に活用されている。	

ケ 施設の運営状況(平成26年度)の概要	(ア) 使用許可件数 1,276件 (イ) 利用者数 25,012人 (ウ) 使用料収入額 1,488,060円 (エ) 自主事業 なし
----------------------	---

(15) 米子市営淀江球場

ア 名称	米子市営淀江球場
イ 所在地	米子市淀江町西原 822 番地 1
ウ 構造	内野スタンド(鉄筋コンクリート造2階建て) スコアボード(鉄骨造3階建て)
エ 敷地面積	15,220 m ²
オ 建築面積	メインスタンド・管理棟・ダッグアウト 463.24 m ²
カ 開館日	昭和60年4月1日
キ 主な施設内容	【グラウンド】土 面積 12,300 m ² 、両翼 92m、中堅 120m、観覧席収容人員:メインスタンド 鉄筋コンクリート(400人、内野 600人、計 1,000人)、管理棟、便所(男・女)、夜間照明施設 マルチハロゲン 72 灯、ナトリウム 36 灯、照明塔 6 基、バックネット、スコアボード及びバックスクリーン 【駐車場】(60台) 【臨時駐車場】(60台)

ク 施設の現状	米子市淀江球場は、市民のための野球、ソフトボール等の活動拠点として、多くの市民及び地元競技団体に活用されている。
ケ 施設の運営状況（平成26年度）の概要	(ア) 使用許可件数 144 件 (イ) 利用者数 9,046 人 (ウ) 使用料収入額 1,749,780 円 (エ) 自主事業 なし

(16) 米子市営淀江庭球場

ア 名称	米子市営淀江庭球場
イ 所在地	米子市淀江町西原 897 番地
ウ 構造	
エ 敷地面積	3,780 m ²
オ 開場日	昭和 57 年 12 月 15 日（設置条例施行日）
カ 主な施設内容	【コート】 クレー 4 面、壁打ち 1 面 観覧席 350 人及びフェンス 【駐車場】 (40 台)

キ 施設の現状	米子市営淀江庭球場は、市民のためのテニス及びソフトテニスの活動拠点として、地元の中学生を始めとする市民に活用されている
ク 施設の運営状況（平成26年度）の概要	(ア) 使用許可件数 203 件 (イ) 利用者数 2,296 人 (ウ) 使用料収入額 0 円 (エ) 自主事業 なし

(17) 米子市営淀江スポーツ広場

ア 名称	米子市営淀江スポーツ広場
イ 所在地	米子市淀江町西原 789 番地
ウ 構造	管理棟（鉄筋コンクリート造平屋建て）
エ 敷地面積	グラウンド部分 15,400 m ² 、管理棟部分 700 m ²
オ 開場日	昭和 58 年 7 月 11 日

カ 主な施設内容	【多目的グラウンド】面積約 14,000 m²、夜間照明施設（マルチハロゲン 80 灯）、バックネット固定 2 基・可動式 1 基、サッカーゴール 2 組、管理棟（男女トイレ及び倉庫）、浄化槽、フェンス及び時計棟 【駐車場】（100 台）
キ 施設の現状	米子市営淀江スポーツ広場は、市民のためのソフトボール、サッカー等の活動拠点として、多くの市民や地元競技団体に活用されている。
ク 施設の運営状況（平成 26 年度）の概要	(ア) 使用許可件数 547 件 (イ) 利用者数 15,186 人 (ウ) 使用料収入額 894,240 円 (エ) 自主事業 なし

※ なお、上記(14)から(17)までの施設の共用の施設として、照明塔、連絡道路（幅員 3 m×延長 420 m）1, 250 m²、庭園 1, 200 m²、広場計 4 か所 延べ 4, 480 m²、修景施設（法面、植栽等）、球場外構構造物等合計 27, 240 m²、公園ゲート（淀江運動公園と標記）がある。

なお、公園内の道路は市道であるが、主に(14)から(17)までの施設の利用者が通行するため、指定管理者がその清掃業務を行うものとする。

※ (14)から(17)までの各施設に附属している駐車場（計 5 か所、延べ 4, 350 m²）は、これらの施設の共用施設として使用している。

(18) 米子市営大和公園運動広場

ア 名称	米子市営大和公園運動広場
イ 所在地	米子市淀江町中間 1154 番地 1
ウ 構造	屋外トイレ（鉄筋コンクリート造平屋建て） 東屋（木造平屋建て）
エ 敷地面積	10,750 m ²
オ 開場日	平成 6 年 10 月 28 日
カ 主な施設内容	【芝多目的グラウンド】 面積 8,010 m²（200mトラック） 【付属施設】屋外トイレ、児童遊具、パーゴラ、ベンチ、東屋、植栽、時計棟及び照明塔 【駐車場】（25 台）
キ 施設の現状	都市公園(近隣公園)大和公園内に位置し、附属施設として遊具、パーゴラ、ベンチ、東屋、屋外トイレ、駐車場等がある。 隣接の鳥取県西部広域行政管理組合白浜浄化場の緩衝施設とし

	て整備されたものであり、近隣住民の憩いの場として、また、町内運動会、サッカー、グラウンドゴルフ等の活動拠点として、多くの市民及び地元団体に活用されている。
ク 施設の運営状況（平成26年度）の概要	(ア) 使用許可件数 222 件 (イ) 利用者数 4,184 人 (ウ) 自主事業 なし

(19) 米子市営東山陸上競技場

ア 名称	米子市営東山陸上競技場
イ 所在地	米子市東山町 97 番地 1
ウ 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建て（管理棟・観覧席・写真判定室）
エ 敷地面積	30,000 m ²
オ 建築面積	1,567 m ²
カ 開場日	昭和 60 年 4 月 1 日
キ 主な施設内容	メインスタンド(固定席 1,000 人)、サブスタンド(固定席 700 人)、全天候トラック 400m（8 コース）、幅跳・三段跳助走路、棒高跳助走路、走高跳助走路、写真判定装置、事務室、会議室、音響設備（一式）、便所（男・女、身体障がい者用有り）、更衣室（男・女）(温水シャワー)、夜間照明設備（一式）、駐車場（30 台収容（うち 2 台身体障がい者用））、国旗掲揚ポール等

ク 施設の現状	米子市営東山陸上競技場は、第 2 種公認競技場であり、陸上競技活動の拠点として多くの市民及び市陸上競技協会に利用されている。主に、便所し尿浄化槽の保守管理、夜間警備及び電子計測機器の保守点検等業務を年間委託により行っている。 また、第 2 種公認機器の貸出し、点検及び補修作業、公認設備の軽易な補修整備並びに芝生管理（8,000 m²）を指定管理者で行っている。 ※ 競技場内の電気保安業務は、管理業務の対象外
ケ 施設の運営状況（平成26年度）の概要	(ア) 使用許可件数 9,942 件 (イ) 利用者数 55,202 人 (ウ) 使用料収入額 303,280 円 (エ) 自主事業 なし

(20) 米子市営東山補助グラウンド

ア 名称	米子市営東山補助グラウンド
イ 所在地	米子市東山町 102 番地
ウ 構造	鉄筋コンクリート造（便所）
エ 敷地面積	8,000 m ²
オ 建築面積	36 m ² （便所）
カ 開場時期	昭和 54 年 4 月
キ 主な施設内容	バックネット（1 基）、サッカーゴール（1 対）、水飲・手洗場、便所及び照明塔
ク 施設の現状	多くの市民、地元自治会等によりソフトボール、ゲートボール、サッカー、陸上等に利用されている。 また、主に、便所し尿浄化槽の保守点検及び便所清掃業務を年間委託している。
ケ 施設の運営状況（平成 26 年度）の概要	(ア) 使用許可件数 142 件 (イ) 利用者数 14,550 人 (ウ) 自主事業 なし

(21) 米子市営東山球技場

ア 名称	米子市営東山球技場
イ 所在地	米子市車尾 661 番地 1
ウ 構造	鉄筋コンクリート 2 階建て（メインスタンド管理棟）
エ 敷地面積	13,074 m ² （競技場部分 11,985 m ² ）
オ 建築面積	273 m ²
カ 開場時期	昭和 59 年 5 月
キ 主な施設内容	芝生サッカー・ラグビー場（1 面）、観覧席（1,000 人うち固定席 500 人（芝生部分有り））、国旗掲揚ポール、ラグビーポール、サッカーゴール、更衣室、シャワー室（温水）等
ク 施設の現状	米子市営東山球技場は、主にサッカー及びラグビーの大会の決勝戦等で使用される以外は、使用を制限しながら運営している。 主な維持管理は、芝生グラウンド及び芝生スタンドの管理である。 また、ラグビーポールの設置及び撤去を指定管理者が行っている。
ケ 施設の運営状況（平成 26 年度）の概要	(ア) 使用許可件数 95 件 (イ) 利用者数 6,360 人 (ウ) 使用料収入額 521,190 円

	(エ) 自主事業 なし
--	------------------

(22) 米子市民球場

ア 名称	米子市民球場
イ 所在地	米子市車尾 663 番地 1
ウ 構造	内野スタンド（鉄骨鉄筋コンクリート造 4 階建て） スコアボード（鉄骨造 3 階建て）
エ 敷地面積	35,000 m ²
オ 建築面積	6,473 m ² （内野スタンド）、114 m ² （スコアボード）
カ 開場時期	平成 2 年 5 月
キ 主な施設内容	収容人員 16,000 人（内野スタンド 10,666 人）、バックネット、スコアボード、バックスクリーン、照明塔、両翼 92m、中堅 120m、本部席、記者席、放送室、記録室、審判員室、室内ブルペン、事務室、会議室（2 室）、音響設備（一式）、更衣室、シャワー室（温水）、車椅子用スロープ、車椅子用観覧席（24 人）、車椅子対応便所、便所（6 か所）、駐車場（28 台収容（うち 8 台身体障がい者用））等

ク 施設の現状	米子市民球場は、市民の野球の練習に使用されるほか、米子地区のみならず中国地区における大会が開催されるなど、野球活動の拠点として、多くの市民及び地元競技団体に利用されている。 主な維持管理は、便所し尿浄化槽の保守管理、夜間警備、音響設備の保守点検、消防設備の管理、スコアボード・照明制御システムの保守点検管理、冷暖房設備機器の保守点検管理及び防火対象物の定期点検等業務を年間委託しており、グラウンド及び芝生管理（8,000 m²）を指定管理者で行っている。 ※市民球場内の電気保安業務は、指定管理者の管理対象外
ケ 施設の運営状況（平成 26 年度）の概要	(ア) 使用許可件数 713 件 (イ) 利用者数 16,250 人 (ウ) 使用料収入額 5,010,345 円

	(エ) 自主事業 なし
--	------------------

(23) 米子市営東山庭球場

ア 名称	米子市営東山庭球場
イ 所在地	米子市車尾 776 番地 1
ウ 構造	更衣室及びシャワー室・倉庫(鉄筋コンクリート造平屋建て) 本部席(鉄骨造トタン平屋建て) 多機能型便所(鉄筋コンクリート造平屋建て)
エ 敷地面積	10,000 m ²
オ 建築面積	24 m ² (本部席)、58.32 m ² (更衣室・倉庫)、38.22 m ² (便所)
カ 開場時期	昭和 5 2 年 1 1 月
キ 主な施設内容	テニスコート(10 面、軟・硬兼用)、更衣室及びシャワー室、倉庫、 多機能型便所、水飲・手洗場、国旗掲揚ポール、夜間照明設備(8 基 1,000w・44 灯)、壁打練習板(2 面、コンクリート積み)、観 覧席(2,000 人)等
ク 施設の現状	米子市営東山庭球場は、各種大会や競技練習の場として、多くの 市民及び地元軟式・硬式競技団体に活用されている。 主に、便所し尿浄化槽の保守点検を年間委託により、砂入り人 工芝の整備並びに夜間照明灯の点灯及び消灯を指定管理者で行っ ている。
ケ 施設の運営状 況(平成 2 6 年 度)の概要	(ア) 使用許可件数 3,547 件 (イ) 利用者数 47,467 人 (ウ) 使用料収入額 8,699,780 円 (エ) 自主事業 なし

(24) 米子市営東山スポーツ広場

ア 名称	米子市営東山スポーツ広場
イ 所在地	米子市車尾 639 番地 1
ウ 構造	便所(鉄筋コンクリート造平屋建て)
エ 敷地面積	15,940.5 m ²
オ 建築面積	44 m ² (便所)
カ 開場時期	昭和 5 9 年 3 月
キ 主な施設内容	ソフトボール場(2 面)、多目的広場、夜間照明設備(一式)、バ ックネット及び車椅子対応便所等
ク 施設の現状	米子市営東山スポーツ広場は、ソフトボール、グラウンドゴルフ

	フ、サッカー等多目的に活用されている。また、ソフトボールの公式試合に対応している。主な維持管理は、浄化槽の保守点検を年間委託しており、グラウンドの管理を指定管理者で行っている。 ※ 広場内照明施設の電気保安業務は、管理業務の対象外
ケ 施設の運営状況（平成26年度）の概要	(ア) 使用許可件数 789 件 (イ) 利用者数 25,609 人 (ウ) 使用料収入額 733,050 円 (エ) 自主事業 なし

(25) 米子市営湊山球場

ア 名称	米子市営湊山球場
イ 所在地	米子市久米町 63 番地 1
ウ 構造	スコアボード(木造トタン2階建て)、倉庫(プレハブ平屋建て)、便所(鉄筋コンクリート造平屋建て)、プレハブハウス(軽量鉄骨造平屋建て)
エ 敷地面積	23,971 m ²
オ 建築面積	13.24 m ² (プレハブハウス)、85.95 m ² (スコアボード) 35.76 m ² (倉庫) 2 棟、18.90 m ² (便所)
カ 開場時期	昭和28年3月
キ 主な施設内容	両翼 92m、中堅 119m、本部席、スコアボード、ダッグアウト、便所、簡易トイレ (3 棟)、倉庫 (2 棟)、プレハブハウス (1 棟)、観覧席 (13,000 人)、整備車両用車庫及び器具庫
ク 施設の現状	米子市営湊山球場は、野球活動等の拠点として、多くの市民及び地元の野球団体に利用されている。主に芝生管理 (7,000 m ²) を指定管理者で実施している。

ケ 施設の運営状況（平成26年度）の概要	(ア) 使用許可件数 128 件 (イ) 利用者数 5,858 人 (ウ) 使用料収入額 474,480 円 (エ) 自主事業 なし
----------------------	---

(26) 米子市営湊山庭球場

ア 名称	米子市営湊山庭球場
イ 所在地	米子市久米町 215 番地
ウ 構造	更衣室 (木造平屋て)、休憩舎 (鉄骨平屋て) 倉庫 (木造平屋て)、便所 (鉄筋コンクリート造平屋て)

エ 敷地面積	5,267 m ²
オ 建築面積	42.75 m ² （更衣室）、19.83 m ² （休憩舎） 32.90 m ² （倉庫）、19.00 m ² （便所）
カ 開場時期	昭和26年12月
キ 主な施設内容	テニスコート（4面クレー、軟・硬兼用）、更衣室、便所、倉庫、 国旗掲揚ポール及び休憩舎（一式）
ク 施設の現状	米子市営湊山庭球場は、古くからテニス活動の拠点として、多くの市民及び地元テニス関係団体に活用されている。
ケ 施設の運営状況（平成26年度）の概要	(ア) 使用許可件数 293 件 (イ) 利用者数 4,069 人 (ウ) 使用料収入額 0 円 (エ) 自主事業 なし

※なお、上記(25)及び(26)の施設の附帯施設として、駐車場 計2か所（20台収用のもの及び25台収用のもの）がある。

(27) 米子市営日野川運動公園（日野川桜づつみ公園を含む。）

ア 名称	米子市営日野川運動公園（日野川桜づつみ公園を含む。）
イ 所在地	米子市車尾七丁目、上福原及び皆生二丁目地内
ウ 構造	便所（鉄筋コンクリート造平屋建て）、便所：福生中学校横（鉄筋コンクリート造平屋建て）
エ 敷地面積	81,792 m ²
オ 建築面積	26.01 m ² （便所）、18.50（便所：福生中学校横）
カ 開場時期	昭和49年5月
キ 主な施設内容	野球グラウンド7面（うち少年野球2面）（50,800 m ² ）、サッカー・ラグビー場2面（22,200 平方m ² ）、バックネット7面、ラグビーポール1対、サッカーゴール2対、多目的広場、駐車場（おおむね300台）等
ク 施設の現状	米子市営日野川運動公園は、米子市のスポーツ活動の拠点として、多くの市民及び地元関係競技団体に活用されている。主にグラウンドの芝生管理を指定管理者で行っている。なお、敷地については、国土交通省中国地方整備局長から占用の許可を受けている。
ケ 施設の運営状況（平成26年度）の概要	(ア) 使用許可件数 686 件 (イ) 利用者数 33,489 人 (ウ) 自主事業 なし

(28) 米子市営日野川堰運動広場

ア 名称	米子市営日野川堰運動広場
イ 所在地	米子市古豊千地内
ウ 構造	便所（軽量形鋼造平屋建て）
エ 敷地面積	12,251 m ²
オ 建築面積	20 m ² （便所）
カ 開場時期	平成7年1月
キ 主な施設内容	グラウンドゴルフ場（2面）、駐車場（おおむね30台）等、 便所（4か所）
ク 施設の現状	米子市営日野川堰運動広場は、主にグラウンドゴルフ等、米子市のスポーツ活動の拠点として、多くの市民及び地元関係競技団体に活用されている。主に、芝生管理、便所の管理等を指定管理者で行っている。なお、敷地については、国土交通省中国地方整備局長から占用の許可を受けている。
ケ 施設の運営状況（平成26年度）の概要	(ア) 使用許可件数 792件 (イ) 利用者数 17,030人 (ウ) 自主事業 なし

(29) 米子市河崎公園スポーツ広場

ア 名称	米子市営河崎公園スポーツ広場
イ 所在地	米子市河崎 3333 番地 1
ウ 構造	
エ 敷地面積	面積 9,477 m ² （河崎公園としての総面積）
オ 開場日	平成18年4月1日
カ 主な施設内容	夜間照明施設（照明塔）及びバックネット固定1基
キ 施設の現状	米子市営河崎公園スポーツ広場は、市民のためのソフトボール、野球等の活動拠点として、多くの市民や地元競技団体に活用されている。
ク 施設の運営状況（平成26年度）の概要	(ア) 使用許可件数 460件 (イ) 利用者数 6,645人 (ウ) 使用料収入額 386,745円 (エ) 自主事業 なし

(30) 東山公園

ア 名称	東山公園（東山運動公園）
イ 所在地	米子市東山町及び車尾地内
ウ 構造	（ア） 米子市民体育館、米子市東山体育館、米子市営弓道場、米子市営東山陸上競技場、米子市民球場、米子市営東山補助グラウンド、米子市営東山スポーツ広場、米子市営東山球技場、米子市営東山庭球場については、前述のとおり。 ※米子市営東山水泳場及びその敷地並びに旧東山公園合宿所については、指定管理対象施設に含めない。 （イ） 便所（鉄筋コンクリート造平屋建て） （ウ） 東山公園駅休憩舎（鉄筋コンクリート造平屋建て）
エ 敷地面積	232,656 m ²
オ 開場日	昭和44年4月1日
カ 主な施設内容	米子市民体育館、米子市東山体育館、米子市営弓道場、米子市営東山陸上競技場、米子市民球場、米子市営東山補助グラウンド、米子市営東山スポーツ広場、米子市営東山球技場、米子市営東山庭球場並びに米子市営東山水泳場及びその敷地並びに旧東山公園合宿所、駅休憩舎、車椅子対応便所（5棟）、バス回転広場、彫刻、駐車場（827台（うち身体障がい者用15台））
キ 施設の現状	運動公園として供用を開始し、整備を進める本公園は、主にスポーツ利用者を中心に利用されている。 ※ 公園内の電気保安業務は、管理業務の対象外 ※ 米子市営東山水泳場及びその敷地、旧東山公園合宿所並びに公園内設置の彫刻については、別に管理するため管理業務の対象外

(31)河崎公園

ア 名称	河崎公園
イ 所在地	米子市河崎 3271 番地 10
ウ 構造	便所（くみ取式 プレハブ平屋建て）
エ 敷地面積 (建築面積)	9,477 m ² （米子市河崎公園スポーツ広場を含む。） (便所：2 m ²)
オ 開場時期	昭和55年3月
カ 主な施設内容	園内灯、便所、滑り台、ブランコ4連、砂場等
キ 施設の現状	街区公園として供用を開始した本公園は、お年寄から子供までが利用している。

	※ 本公園は、地元河崎校区自治連合会と都市公園施設維持業務委託を締結して管理の一部を委託することとしている。
--	--

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日（5年間）

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の維持管理

イ 施設等の使用の許可

- ・指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、使用時間及び休場日の変更が可能
- ・指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・利用料金制度を採用（使用料金は、指定管理者が条例に規定する使用料等の金額の範囲内において、教育委員会の承認を受けて定め、使用者から徴収。使用料金は、指定管理者の収入として収受）

ウ 利用の促進

エ 自主事業の企画及び実施

- ・事業の内容は、あらかじめ教育委員会と協議

(3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、米子市民体育館には、職員のうちから、指定管理対象施設の統括責任者1人並びに公益財団法人日本体育施設協会の認定する資格である体育施設管理士及び体育施設運営士の資格を有する職員を置く。

(4) 市が直接行う業務

ア 市長又は教育委員会に専属的に付与された行政処分（目的外使用の許可など）

イ 米子市体育施設調整会議その他連絡調整会議の開催

ウ 市が主催する事業の企画及び実施

(5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料並びに体育施設の使用料及び自主事業の収入によって賄う。

(6) その他の条件

ア 指定管理者は、有限会社平井工業の職員の採用及び労働条件の維持に配慮

イ 指定管理者は、利用者で構成する団体その他関係団体と連携協力

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

【整理番号 13】

1 施設の概要

(1) 名称	米子市皆生市民プール
(2) 所在地	米子市皆生温泉三丁目 18 番 3 号
(3) 構造	プール棟 鉄筋コンクリート造 2 階建て 管理棟 鉄筋コンクリート造 2 階建て トレーニング棟 鉄骨鉄筋造 2 階建て
(4) 敷地面積	14,325 m ²
(5) 建築面積	プール棟 1,651.30 m ² (延べ床面積 2,102 m ²) 管理棟 766.25 m ² (延べ床面積 1,414 m ²) トレーニング棟 999.80 m ² (延べ床面積 1,490 m ²)
(6) 開館日	平成 55 年 3 月 22 日
(7) 主な施設内容	プール棟 大プール 25m 6 コース 水深 100cm～120cm 小プール 幼児用 (滑り台付き) 水深 60cm～90cm 観覧席 (2 階) 20 人程度 管理室、監視員室、更衣室、シャワー室 (男・女) 多目的更衣室兼シャワー室、身体障がい者用トイレ 採暖室 管理棟 事務室、研修室 トレーニング棟 体育館 (バスケットコート 1 面、バレーコート 1 面、バドミントンコート 1 面、卓球 4 台、ランニングデッキ 1 周 75m) 駐車場 30 台 (身体障がい者用 1 台)

(8) 施設の設置目的（総合計画との関連性等）	当該プールは、現在、鳥取県営米子屋内プールとして運営されているが、平成27年11月からは、県、市において当該プールと米子市営東山水泳場とを交換し、米子市営のプールとして運営する予定である。 なお、県、市が締結した「鳥取県と米子市の体育施設交換に関する協定書」においては、当該プールについては、当該交換後、市民の健康増進を図ることができるよう管理運営する旨が合意されている。 また、米子市の総合計画においては、市民が、年齢や体力に合わせて、スポーツ・レクリエーション活動に気軽に取り組むことができるための環境整備に努め、生涯スポーツの推進を図ることとしており、当該プールについても、その目的達成のため管理運営することとなる。
(9) 施設の現状	現在、鳥取県営米子屋内プールは、25mプールと幼児用プールを備え、適切なコース及びクラスの設定をした多くの水泳教室を実施するなど、子ども、高齢者、身体的に障がいのある方を始め、全ての県民の方に安心して使用されており、県内のスポーツの普及及び振興並びに県民の健康増進に資する施設として運営されている。 また、体育館においては、バドミントン教室、ジュニアトライアスロン教室などの開催により、広く県民に対してスポーツに親しむ機会が提供されている。 その他にも、レクリエーションカヌーなど皆生温泉旅館組合と提携した体験型観光の実施、全日本トライアスロン皆生大会開催時の大会本部としての施設提供など様々な利用促進策が講じられている。
(10) 指定管理業務の方針	(8)に記載のとおり、米子市皆生市民プールは、市民の健康増進を図ることを目的として管理運営を行うこととしている。 そのため、運営内容については、市民が気軽に参加することができる教室の開催を主体に、障がい者のリハビリ、高齢者の介護予防といった観点からも教室を開催し、広く市民に対しスポーツ振興の場を提供するものとする。 また、全日本トライアスロン皆生大会を始め、各種大会にも開催場所として施設を提供するものとする。

教室名	参加者数（人）		収入額（円）
	延べ人数	実人数	
水泳教室	13,879	1,561	7,684,500
水中運動	181	22	187,000
短期水泳教室	575	140	286,000
グループLESSONほか	371	371	168,500
バドミントン教室	548	59	228,000
3 B 体操	336	34	136,000
わんぱく教室	501	64	111,000
ジュニアトライアスロン教室	1,570	158	474,000
トランポリン教室	820	820	—
合計	18,781	3,229	9,275,000
ウ 管理費（支出額の合計） 64,472千円			

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日（5年間）

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の維持管理

イ 施設等の使用の許可

- ・指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、使用時間及び休場日の変更が可能
- ・指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・利用料金制度を採用（使用料金は、指定管理者が条例に規定する使用料等の金額の範囲内において、教育委員会の承認を受けて定め、使用者から徴収。使用料金は、指定管理者の収入として収受）

ウ 利用の促進

エ 自主事業の企画及び実施

- ・事業の内容は、あらかじめ教育委員会と協議

(3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、水泳場の統括責任者として場長1人を、これを補佐する者として副場長1人を置く。また、日本水泳連盟プール公認規則に規定するプール管理者並びに日本体育協会公認指導員資格等水泳教室その他の自主事業及び利用者の安全対策の実施に必要な資格を有する者を置く。

(4) 市が直接行う業務

ア 教育委員会に専属的に付与された行政処分（目的外使用の許可など）

イ 教育委員会が主催する事業の企画及び実施

(5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料、使用料及び自主事業の収入によって賄う。

(6) その他の条件

ア 指定管理者は、公益財団法人鳥取県体育協会の職員の採用及び労働条件の維持に配慮

イ 指定管理者は、利用者と構成する団体その他関係団体と連携協力